

イギリス議会の起源と発達

—アングロ・サクソン時代から13世紀まで—

見 玉 誠

要 旨

本論文では、中世イギリス憲法史上、最も重要な制度上の達成であるイギリス議会（パーラメント）の起源と初期の発達を論じた。最初にパーラメントの前身となる全国的会議体の歴史をアングロ・サクソン時代から説明し、次にヘンリ3世政権下におけるバロン（封建諸侯）の反乱と指導者シモン・ド・モンフォールの議会、パーラメントの語源と議会の要素である代表制の発達、最後にエドワード1世時代の模範議会の意義を論じた。結論として中世には議会についての理論が存在せず、試行錯誤の中で初期の議会は形成されていったことと、議会の成立は王権を制限しイギリス憲法自体を守る最も重要な憲法上の制度となっていくことに言及した。

〔キーワード〕 中世イギリス憲法、議会、代表制度

序

中世イギリス憲法史においては、12世紀から13世紀初頭にかけてコモン・ローの形成やマグナ・カルタの成立、そして「法の支配」の確立など重要な法的発達や司法改革⁽¹⁾が見受けられ英米法の基礎が築かれるが、一方13世紀には注目すべき憲法上の制度的発達としては特にパーラメント（parliament）と呼ばれる国家的な会議体すなわち議会制度が現れ発達を始める。イギリスの議会制度⁽²⁾はイングランドのみならず、近代において世界各国の議会制度に広く影響を及ぼしたことはよく知られており、中世イギリス憲法における最も卓越した達成であるとされる。

本論文では、特にイギリス議会の起源と発達

の背景、そして初期の議会の性格の解明を試みその憲法史上の意義に論及したい。それゆえ、最初に、議会の前身または基礎となる制度としてアングロ・サクソン時代からノルマン朝時代そしてアンジュ朝時代の会議体の変遷を検討し、次に議会制度が形成しされていく直接的原因となるヘンリ3世（Henry III, 1207~72, 在位1216~72）の政権とバロン（barons）⁽³⁾の内戦、そしてシモン・ド・モンフォール（Simon de Montfort, 1208?-66）の議会とオックスフォード条令（Provisions of Oxford）について論述し、さらに議会制度を考える上でパーラメントという用語の本来の意味、議会と不可分の関係となる代表制の歴史的背景を検討する。そして最後にエドワード1世（Edward I, 1239~1307, 在位1272~1307）の模範議会（Model Parliament）

の意義を論じていく。

1. イギリス議会の起源と全国的会議体

13世紀のイングランドに現れるパーラメントと呼ばれるイギリスの議会は、短期間で形成された制度ではなくその背景には、当時の様々な政治的、社会的、経済的な要素や原因が相互に作用して形成されてきたが、最初に後のイギリス議会の原型とされる制度または会議体を通じて、イギリス議会の制度上の起源を辿ってみよう。

イギリス議会の起源は、1066年の「ノルマン人の征服 (Norman Conquest)」以前のアングロ・サクソン朝時代における国王を補佐するための賢人会議すなわウィテナゲモート (witenagemot)⁽⁴⁾ に遡ることが可能であろう。ウィテナゲモートは、全国的な会議体であり中央の政治的機関であったので、当時のいわば国会とも考えられる。ウィテナゲモートは、高位聖職者、国王の近侍、大貴族の会議であった。国王は国政上の重大問題について会議に諮問していたが、その構成、開催時期と場所、権限については必ずしも明確ではなかった⁽⁵⁾。その機能は新国王の選出と承認、外交、立法、課税、聖俗の高位者の職務上の地位の任命などを行う政治的機関であり、また最高裁判所としての司法機能も兼ねていた。しかしこれらの機能は国王の諮問に対する答申と形式上の承認であり、地域代表のような代表制の要素も見られず、国王の諮問機関以上のものではなかった。それゆえ、ウィテナゲモートを、後のパーラメントの直接的な先祖として過大評価することには慎重となるべきであろう⁽⁶⁾。

1066年のノルマンの征服により、ウィテナゲモートは、ほとんど変化することなくノルマン人の手に引き継がれた。ウイリアム征服王 (William the Conqueror, 1027 or 1028~87, イ

ングランド国王 William I, 在位 1066~87) 自身のフランスの領地であるノルマンディー公領 (Duchy of Normandy) ではクリア・デュキス (Curia Ducis) と呼ばれる封建諸侯会議があったが、大きな会議制度は普通存在せず、既に長年に渡って設立されてきたアングロ・サクソン人のウィテナゲモートのような規則性や設定された機能の両方を欠いていた。例えば、ノルマンディーでは、一般的な立法が評議会で行われるのかまたは他の場所で行われるのかについては決まっていなかった。ウイリアムは、征服された人々の会議の伝統を有用な制度として採用し、ノルマン人のクリア・レギス (Curia Regis = King's Court) すなわち王会がウィテナゲモートの全権限を引継いだ。クリア・レギスは、小評議会 (the Small Council) と大評議会 (the Great Council) で構成されるが、特に王国全体の問題をアツかう大評議会はパーラメントに発達していく点で重要であり、それについては後述する⁽⁷⁾。アングロ・ノルマン人の評議会はアングロ・サクソンの集会 (assembly) のように、多数の人々を集めている。例えば1081年の精霊降臨祭の会議 (the Whitsun assembly) では特許状 (charter) に対する証人として40人が出席しており、参加者の中には2人の大司教、13人の司教、6人の大修道院長、そして15人の有力貴族が含まれていた。アングロ・ノルマン人は公的な議論のために類似した討論会を提供しており、それは当時の歴史家ウイリアム・オブ・マルムズベリー (William of Malmesbury, 1095~1143?) が「王国にとって重要な事柄」と呼ぶような問題をアツかった。例えば、1085年のクリスマス評議会 (Christmas Council) は、ドームズデイ調査 (the Domesday survey)⁽⁸⁾ の計画についての議論を行った。また評議会は立法とも継続的に関連付けられており、おそらくハンドレッド裁判所から聖職者関

係の訴訟を削除する命令 (ordinance) が有名な例であろう。重要な祝祭日の評議会では、おそらく国王が王冠を着用すること⁽⁹⁾が強調されるようになってきていたが、今やより規則的(決して完全というわけではなかったが)に特定の場所で評議会が開かれるようになっていった。特定の場所とはクリスマスにはグロスター、イースター(復活祭)にはウインチェスター、聖霊降臨祭にはウェストミンスターなどである。しかしこれは、評議会にとって本質的に新しい機能を加えることではなく、フランスのノルマンディー公であったウイリアムがイングランド国王となり、彼の新しくそして超越した国王の地位を表明する必要性を感じたからであった。すなわち彼が王冠を着用した理由は有力な貴族たちに感銘を与え、そして彼に敵対する者を威圧するためであった⁽¹⁰⁾。

国王は有力貴族の助言によって統治すべきであるとする伝統は、ノルマンの征服以前に既にしっかりと確立されていた⁽¹¹⁾。しかし1066年以降、評議会の運営に関する慣習に対する主な変化は、その協議事項よりも参加者に対するの影響であり、それは征服される以前のイングランドでは知られていなかった封建法上の義務から発生したものであった。フランク王国のカロリング朝(Carolingians, 751~987)以降のヨーロッパでは、領主に助言を行い上納金(aid)を付与することは封建家臣の義務となっていたが、イングランドでも1090年頃より助言を行うとするこの義務は、会議に参加する義務と解されるようになっていた。実際は、会議または評議会に召集される者は、国王から直接封土を与えられていた国王の直属受封者(tenant in chief)であった。1220年代かおそらくそれよりも早い時期から、重要な直属受封者には個人個人に対する召集を命ずる令状を通じて評議会への参加を通知し、一方より下位の身分にある直

属受封者に対しては、おそらく政府も彼らの個人名すら分からない場合もあり、彼らが居住する州の州奉行(the sheriffs)を通じて召集が行われるようになった。アングロ・サクソン時代のイングランドでは国王の意思を超えて集会への参加者を決定するような原理は存在してなかったように思われるが、しかし今や土地保有者は召集されるとする根拠が提供されており、それはパラメントが現れる時代まで行われていくことになる。州の選挙で騎士(knight)が代表として選ばれる時代よりずっと以前に、この原理は下位の受封者の大多数で形成される小規模土地保有者を、少なくともある種の国王評議会に出席させる根拠となっていた。例えば当時の歴史家ロジャー・オブ・ホーデン(Roger of Howden, ?~1202)が、1176年のノーザンプトンの巡回裁判(assize)⁽¹²⁾で開かれた評議会に“騎士たち”が出席していると述べているのは、おそらく小規模土地保有者を意味していると思われる⁽¹³⁾。

12世紀を通じて評議会は、国家的な問題に取り組み続けた。政治的に極めて重要な決定となる、1126年のクリスマス評議会におけるヘンリ1世(Henry I, 在位 1100~35)の娘である女帝マティルダ(Empress Matilda, 1102~67)の王位継承問題、1164年のクラレンドン評議会において作成されたクラレンドン制定法(the Constitutions of Clarendon)⁽¹⁴⁾のような立法、同じく1164年のノーザンプトン評議会における大司教ベケット(Archbishop Thomas Becket, 1118?~70)に対する国家的な裁判⁽¹⁵⁾などの例があり、このような種類の問題は評議会が取り組む主要な議題であった。その一方、王冠を着用することはヘンリ1世時代の初期からほとんど行われなくなり、評議会のカリスマ的な機能は衰退していった。ヘンリ2世(Henry II, 在位1154~89)の時代には、以前からの評議会の

慣習であったことが一般的に緩和され自由と
なっていた。評議会の開催はもはや教会の重
要な祝祭日と一致される傾向がなくなり、そし
て彼らはウェストミンスターで評議会を開催す
ると同様に、ハンティンドンシャーのブランプト
ンやノーザンプトンシャーのゲイディントン
などの王室の狩猟宿泊施設でしばしば会合を開
いた。これらの評議会についての変化は、ヘン
リ2世自身の特別の好みがあったとされるが、
また同様に彼が海外に滞在し頻繁にイングラン
ドを留守にしていたことによってもたらされた、
定例的な通常の職務を行うことに対する不安
定さが原因となっていることにより大体説明
出来るであろう。しかし評議会の気風は、本
質的に同じままであった。評議会は大体にお
いてなにか合意を要することが必要とされる機
会に開かれることが継続しており、そこで国王
は彼の重臣からの助言を求めており、重臣は助
言を与えることに自己の名誉と威信を見出し
ていた。その頃までは、課税については評議
会の職務とはなっていなかった。伝統的な土
地税であるゲルト (geld) は、評議会の承認
を必要としておらず、いずれにせよ1162年
以降、それは放棄されていたが、その一方、
王権はその財政を土地の収入、封建上の上
納金と封建的付随条件 (feudal incidents)⁽¹⁶⁾、
そして司法上の利益⁽¹⁷⁾に依存しており、そ
れらの収入源についても同様に評議会の承認
は不要であった⁽¹⁸⁾。

しかし、1189年のヘンリ2世の死去から1215
年のマグナ・カルタ (大憲章) 制定との期間に、
国王が評議会における同意を容易に得ることは
困難となりつつあり、国王にとって評議会は
より制御の困難な機関へと変質していった。そ
して評議会すなわちカウンシルは、アングロ・
サクソン時代のウィテナゲモートすなわち賢
人会議よりも13世紀中期のパラメンすなわ
ち議会議に似てきたことが認識できよう。この
変化の本

質的な原因は、ヘンリ2世の目的としていた
1188年の十字軍の計画、リチャード1世
(Richard I, 在位 1189~99) が捕虜とな
った際の身代金、そして特にこの時代を通
して戦われた英仏間の戦争などにより国王
を金銭的に支援することが要求されるよ
うになったという新しい財政上の圧力によ
るものである。これらの圧力が新しい政治
的緊張をもたらしたのみならず、同様に
国王は動産に対する徴収 (levies) の形式
で普通税 (general tax) の復活をもた
らした。この普通税は、王国全体に負担
を求めたものであった。ヘンリ2世の
1188年の「サラディン十分の一税
(Saladin tithe)」⁽¹⁹⁾では、評議
会は初めて、わずかであるが議会の基本
となる代表制の役割を示したと考えられ
ている。すなわち有力貴族が国王に対
して補助金を与える場合、彼らは国家
の納税者を代表していたとされたから
である。少し後の1205年、オックス
フォードでの他の評議会において、「イ
ングランド王国における臣民の諸権利」
を保障することをジョン王 (Jhon, 在
位 1199~1216) に誓わせた時、これ
らの出席者は王国の代表者としての自
覚を持った上で行動しており、またこの
時は王権に対する反対者として行動し
ていることが注目される⁽²⁰⁾。

このような緊張状態の背景にはジョン
王の圧政的な政府があったが、特に彼
の評議会に対する高圧的な姿勢があり、
評議会は圧政的な政府の一部分を形
作るようになっていた。国家的な用件
の多くは、いまだに伝統的な方法で
有力貴族の評議会に提出されたが、
ジョン王は次第に親密な仲間 (familiares)、
すなわち自分の友人と特別に彼が
信頼できる人々からなる私的な評議
会 (private counsel) への依存度を
強めていった。12世紀の王権が、
そのような親密な関係にある者を
信任することについては多くの実
例がある。しかしジョン王の場合には、
彼の親

密な仲間とはしばしば外国人であり、彼らは、外形上明らかにイングランド人としての自覚を持つようになりつつあった有力貴族⁽²¹⁾の一团に対立するものとなった。ジョン王が評議会の公的な討論会よりも、むしろ内部的官僚機構である財務府裁判所 (Exchequer) を用いて反抗的な有力貴族を裁判にかけて罰することは、伝統に対する違反の一つであった。すなわちこれは国家的な裁判の私有化であった。また評議会の参加者自身が圧力に屈している兆候が見られるようになった。ジョン王の政権の中で最も重い税である1207年の13番目の税の付与は、評議会の貴族による自由意思による承認によるものであるとされているが、実際はおそらく巧妙で裏表のある手段の後に獲得出来たものであろう。このような問題が、将来、いかなる普通税もすべての直属受封者の共通の助言無しには承認されるべきではないとするマグナ・カルタにおいて示された要求の原因となったと推察される。この条文は再発行されたマグナ・カルタから削除されているが、実質上この規定は守られており、それゆえ事実上、直接に課税を行うことは、評議会の承認を通じてのみ与えることが可能であり、評議会が決定することとなった。封建家臣が領主に助言を行うとする封建上の義務は、同意を与える権利となっていたことが指摘できる⁽²²⁾。

マグナ・カルタそれ自体が、古い評議会 (old council) を変容させることにおいて注目すべき一歩を踏み出した。すなわち既述した11世紀以前のアングロ・サクソン時代のウィテナゲモート (賢人会議) からその直系の子孫である13世紀のパラメント (議会) への変容である。マグナ・カルタは国王と有力貴族との協議による取り決めにより成立したものであり、それは国王から「わが王国のすべての自由人」⁽²³⁾に授与したという形式を取る。したがって、有

力貴族は国王に税を与えるための代表であるのみならず、同様にイギリス人の自由の保障についても代表していた。課税は同意に基づくこと、そして少数の有力者が自己の地位を強固なものにすることで、より広い政治的な一般人の権利の代表者となった。それゆえマグナ・カルタは、次のヘンリ3世の治世において議会的な議論を行う道を開いたのである⁽²⁴⁾。

しかしマグナ・カルタに関して留意すべき点は、この憲章は国王の権力を抑制しバロンをはじめとする自由人の伝統的権利を保障するものであったが、その性格は保守的⁽²⁵⁾なものであり、過去に王権により設立された政府の機能や機関を変革する真剣な試みがなされたわけではなかった。それゆえヘンリ3世が即位した当時、彼の祖父であったヘンリ2世時代の基本的な政府の機構は変化のないままであった。さらにマグナ・カルタの規定する王権に対して制約的な条項は国王側の法律家により法技術を用いて変更されたり、憲章自体が無効であると宣言⁽²⁶⁾がなされたこともあったのである⁽²⁷⁾。そのような状況の中でパラメントよばれる議会制度がどのように現れてきたかを次に論述する。

2. ヘンリ3世の統治 (1216~72) とバロンの反乱

ヘンリ3世の時代は、国王に対するバロンを中心とする反対派の組織化とバロンの反乱が発生し、その過程において評議会がパラメントと呼ばれ始めるなどイギリス憲法史にとり重要な時代である。ヘンリ3世の治世は歴代イギリス国王の中でも三番目に長く⁽²⁸⁾56年間に及ぶが、長期間の治世にもかかわらずヘンリ3世の国王としての能力は非常に低い評価しか受けていない。イギリス憲法史家のブライス・リヨン (Bryce Lyon) は、ヘンリ3世の56年間の治世

を最も悲惨で不毛な時代の一つであったと述べており、君主として、その治世は戦争そして継続的な政治の失敗の連続の物語であり、それは失望に始まり失望に終わったと酷評している⁽²⁹⁾。同じく憲法史家のアン・リヨン (Ann Lyon) は、ヘンリ3世をアンジュ朝の最初の3人の国王である、ヘンリ2世、リチャード1世、ジョン王と比較して、この3人が有する冷徹さや強い気力を欠き、空虚でほとんど影のような人物であったと評する⁽³⁰⁾。ヘンリ3世の最大の関心事は宗教であり、彼はエドワード懺悔王 (Edward the Confessor, 在位 1043~66)⁽³¹⁾に傾倒していたとされ、実際にその信仰心と純真さにおいてエドワード懺悔王に似ていたと言われる。同時代人であるイタリアの詩人ダンテ (Dante Alighieri, 1265~1321) も、14世紀初めにヘンリ3世を「子供と愚か者のための煉獄の一角」に委ねられている人物として描写している。彼は自己のフランス人の親類とローマ教皇の両者から圧力を受けており、イギリス人の愛国主義が形成されつつある時代に“非イギリス人の国王”としてみなされる不運にみまわれた。その結果は、国王に対するバロンの反乱であった。バロンの反乱の戦火の中で王権に対する秩序のある組織化された反対派という新しい概念が生み出され、この状況に対応して憲法上の実験的な制度の形態としてパーラメント (議会) という考え方が最も広く支持を得ることとなる⁽³²⁾。

1216年10月、ジョン王の突然の病死によりわずか9歳のヘンリが急きょイングランド国王ヘンリ3世として即位したが、即位当時、イングランドは憲法上の危機に直面していた。1215年6月にバロンの強要の下にジョン王はイギリス憲法史上有名なマグナ・カルタに署名したが、彼はもとよりマグナ・カルタを遵守する意思はなく、ローマ教皇イノセント3世 (Innocentius III,

1161~1216年7月) に要請してその効力が無効であると宣言させることに成功した⁽³³⁾。この結果、ジョン王とバロンとの間に内戦が勃発したが、バロンの一部がフランス国王フィリップ2世 (Philippi II, 在位 1180~1223) にイングランドの王位提供を申し出たために、ルイ王子 (Prince Louis) とフランス軍がイングランドに上陸してロンドンをはじめとして主要都市や地域をその手中に収めていた。そのような深刻な状況のなかで年少のヘンリが国王として即位することは、さらなる無政府状態に陥る懸念があったが、幸いなことに有能な行政官であるペンブルック伯・ウイリアム・マーシャル (Earl of Pembroke, William Marshal, 1146~1219) が摂政として就任した。マーシャルは、バロンの支持を得るためにマグナ・カルタを再発行⁽³⁴⁾し、またフランス軍勢力をイングランドから駆逐することに成功した。1219年マーシャルが亡くなると第2代ケント伯・ヒューバート・ド・バー (2nd, Earl of Kent, Hubert De Burgh, 1175~1243) がヘンリ3世の政府の諸機関を受け継ぎ、ド・バーもまた最後の偉大なる最高法官 (justiciar)⁽³⁵⁾として国王に仕え王権の再建に尽力した。しかし、1227年にヘンリ3世は成人なったことを評議会で宣言し自ら国璽 (Great Seal)⁽³⁶⁾を行使することが可能となった。さらに5年後の1232年にはヘンリ3世は、彼にとって専横なド・バーを罷免し、唯一の統治者となった。このような状況のなかで、フランス人の助言者たちが政権内で優勢となり、ヘンリ3世の政権内は、イギリス人と外国人の派閥の間の争いの場となっていった⁽³⁷⁾。ヘンリ3世の様々な失政は、前述したように最後にバロンの反乱を引き起こすこととなるが、主な問題点は、彼の自己の親類と外国人に対する偏愛、ローマ教皇のイングランドに対する干渉とイングランドの利用、そして外交政策の失敗で

あった。

自己の親類や外国人に対する偏愛について、ヘンリ3世は、ド・バーをフランスのポワトゥー出身のピーター・ド・ロッシュ (Peter des Roches of Poitou, 1175~1238) と交代させることでイギリス人を遠ざけていった。ロッシュは教師として年少時代のヘンリに良い教育とフランス文化の教養を与えたが、ロッシュと彼の友人は野心的であり無節制な冒険家でありそれはヘンリに良い影響を与えたとは言い難いとされる。この新しい最高法官であるロッシュの財政上の改革と州奉行たちの解任は、バロンたちを怒らせることになる。さらに多くの外国人の助言者たちが、ヘンリ3世と1236年に結婚した魅力的で利口な新婦であるエリナー・オブ・プロヴァンス (Eleanor of Provence, 1223~1291) を頼ってイングランドに渡ってきた。エリナーは、8人の叔父と幸運を求めてイングランドに来た多くの親類のために地位と職を探した。またヘンリ3世の母親イザベラ・オブ・アングレーム (Isabelle of Angouleme, 1188~1246) は、ジョン王の死後未亡人となっていたが1220年にラ・マルシュ伯、ヒュー10世・オブ・ルシナン (Count of La Marche, Hugh, 10th Lusignan) と再婚し、そして再婚により生まれたポワトゥーからの4人の異父兄弟が宮廷生活を維持出来るように準備させている。これらの外国人は、主として自己の利益のために行動しておりイングランドの法や制度に対する適切な理解が欠けており、それはイギリス人の伝統的権利を侵害するものと考えられるようになった⁽³⁸⁾。

同様にローマ教皇もヘンリ3世のローマ教会に対する従順な性格を利用した。それは最終的に、イングランドの聖職者がバロンと共に協力してローマ教皇と国王に対して対立する状況を生じさせた。ローマ教皇によるイングランドの

教会に対する財政的要求は法外なものであり、イングランドの教会の年間収入の5分の1に達したとされる。さらにローマ教皇は空位となっているイングランドの教会の多くに対してイタリア人聖職者を任命しているが、イタリア人たちはその聖職者としての地位から多額の収入を得ながらも決してイングランドに来ることがなかった。後にイングランドの教会関係者とイギリス人は、ローマ教会の干渉に対して強い不満を有するようになり、それはイギリス人の伝統的権利を尊重していないものであると考えるようになった⁽³⁹⁾。

さらにイギリス人の不満を高めたことは、ヘンリ3世の外交政策の失敗であった。バロンや大評議会の賢明なる忠告にもかかわらず、ヘンリ3世は自己の能力を超えた愚かで経費のかかる外交政策に惹きつけられており、彼はその政策から得たものは何もなく巨額の負債のみが残された。ヘンリ3世はアンジュ帝国 (the Angevin Empire)⁽⁴⁰⁾ の再征服の試みに失敗し、1259年のパリ条約の結果、大陸においてはガスコニュ (Gascony) の領有のみが残されただけであった。また特に費用を浪費したのは、シシリー王国の王座をヘンリ3世側にローマ教皇が与えるという計画に巻き込まれたことである。すなわち1254年、本来、政治的感覚に問題のあるヘンリ3世は、不注意にも警戒することなくシシリー王国の空位となっており争いのある王位をローマ教皇がヘンリ3世の第2子であるランカスターのエドモンド (Edmund of Lancaster) に提供するという案に同意した。教皇は、シシリー王国の宗主として王位を付与することが可能であることを主張した。しかし現実には、教皇はシシリー王国を所有しておらず、実際は王位を獲得するために戦っていたのである。それゆえ、教皇は、もしヘンリ3世が彼の息子のためにこの名誉を得たいならばそれ

が可能であるが、その条件としてヘンリ3世が自らシシリー王国を征服することと教皇が既に負っている費用を補償するために9万ポンドを支払うことを要求してきた。それは明らかに慎重さを欠いた計画であり、1255年、大評議会のバロンと聖職者の両者共にその費用を国王に与えることを拒否した。また1257年にはウエールズの反乱に対する作戦に失敗して、ヘンリ3世は国境からイギリス軍を撤退させるという不名誉な結果を招いた。ここにバロンの怒りは、急激に高まっていったのである⁽⁴¹⁾。

以上のような状況の中、30年間、ヘンリ3世は不人気ながらもイギリス臣民の不満のなかを生き伸びてきた。しかし1258年、バロンたちは無意味に不平を述べ続けることから公然たる反抗に移り、国王の権力をバロンの少数独裁、すなわち寡頭政治に移すクーデターを引き起こした。

3. シモン・ド・モンフォールの議会とオックスフォード条令

1258年4月、ヘンリ3世は財政的破綻に直面したために大評議会（または、当時からパラメントとも呼ばれるようになる）を召集し、彼の外国での事業すなわちローマ教皇に負っているシシリーの問題のための9万ポンドを調達するために過大な税金を課すことを要求した。ヘンリ3世のこの要求に激怒したレスター伯・シモン・ド・モンフォール（Earl of Leicester, Simon de Montfort, 1208?~65）を中心とする7名のバロンたちは、完全に武装したままウエストミンスター・ホールに向かい剣のみを王室の外において国王の前に現れ、不満を記した文書を提出した。その文書の内容は、国王によって委員会が任命され、そして委員会によって王国を改革するための計画（program）が作られるまでは、シシリー王国の問題と課税の問題につ

いて議論することを拒否することを伝えていた。バロンたちは、国王政府の過剰な出費に終止符を打つことを強く主張していたのである。また国王は外国人を解雇しなければならないこと、そして財務部（the Exchequer）を完全に制御し政府を改革するための完全な権力を有する委員会の任命を承認することなどを要求した。このようにローマ教皇に対するヘンリ3世の服従的な対応は、1258年から1265年にわたる深刻な憲法上の危機をイングランドに招来してしまったのである⁽⁴²⁾。

バロンたちの要求を拒否することが危険であると感じたヘンリ3世は、彼らの要求に同意した。改革のための詳細な計画は、国王評議会を構成する者の中の12名とバロンの中から選ばれた12名で構成される「24名の委員会（the Council of 24）」によって作成されていくこととなった⁽⁴³⁾。その予定は同年6月12日にオックスフォードで作成が開始され、彼らの審議の結果はクリスマス前までに発表されるであろうとする計画であった。4月30日、国王と彼の子息エドワード（Edward、後のイングランド国王エドワード1世）は、「24名の委員会」が決定したことがいかなる内容のものであっても受け入れることを不承不承宣誓した⁽⁴⁴⁾。

「24名の委員会」の審議の結果は、イギリス憲法史上有名なオックスフォード条令（the Provisions of Oxford）として知られている。その主な内容は次のようなものである。バロンたちは、地方レベルと国家レベルの両方で変革を行うことを要求しており、君主の他に国王の従者（servants）も自己の行為について個人として説明を行う責任を負うこと、国王の従者が自己の地位を濫用しないようにするために彼らの権力を制限すること、そして政府の支配を国王単独から重臣と共に行動する国王に移転することなどが要求されていた。さらに「15名の委員

会」の委員が、現存する「24名の委員会」の中の4名の委員によって任命されること、そして国王の城砦は新しい城砦の管理者に引き渡されること、城砦の新しい管理者は「15名の委員会」の命令による場合を除いては城砦を他者に明け渡さないことを宣誓することであった。それは将来、国王が武力によってバロンに抵抗することを困難にしていた⁽⁴⁵⁾。

またヘンリ3世の政権の初期に廃止されていた最高法官の職位を復活すること、しかし最高法官、財務長官(treasurer)、大法官(chancellor)の任期は無期限ではなく、一年間を任期とすることとし、一年ごとに任命され直さなければならぬことを定めた。最高法官は、国王の役人や他の者の不正行為を防止しまた処罰を科することにおいて中心的役割を担うこととされた。すなわち最高法官は国の法と権利に則って、すべての他の裁判官、代官(bailiff)、バロン、伯爵(earl)⁽⁴⁶⁾そして他のすべての者たちによって犯されたすべての不正行為を是正するための権限を有することとされた。最高法官として、すべての党派によって受入れ可能な人物と思われたヒュー・ビゴット(Hugh Bigod, 1211~1266)⁽⁴⁷⁾が任命されている。同様に、州奉行は一年間のみの任期で任命され直されること、そして州奉行は、他の地域の者よりその地方の騎士階級(knightly class)の者とすべきであるとされる。また州奉行は、賄賂を受け取る誘惑に陥らないようにするために、彼らの職務に対して適切な給与が支払われなければならないこととされる。また州奉行や他の役人に対する不服を聴取するために各州から4名の騎士を選ぶこと、そしてこれらの不服についての記録を最高法官に送ることが定められている。3回の大評議会が毎年開催されること、そしてこの法令の実現を保証するために、バロンによって選ばれた12名から成る常設立法委員会を設立し、当分

の間は「15名の委員会」と共に行動することなどを指示している。

しかしながらオックスフォード条令には重大な弱点があった。特に「24名の委員会」の委員は、「15名の委員会」の有する権力の定義を明確に決めておらず、また国王の将来における役割を規定していなかった。委員たちは、中世時代に発生した憲法上の改革に対する多くの例が最初は手探り状態であったように、この条令も直感に頼り、そして実際に十分に考えぬかれたものではなかったと言える。マグナ・カルタの場合と同様に、オックスフォード条令の文言は彼らが生じさせた状況に対する現実の問題を直接反映したものである。現実の問題とは特に国王の財政上の強要そして地方レベルと国家レベルの両方における国王の役人の腐敗である。これらの問題は決して新しいものではなく、また次の18ヶ月間「24名の委員会」はいかなる行動も起こさなかった。しかしこの期間、政府の主導権を握っていたのは国王でもなく国王の代理である最高法官でもなく、この「24名の委員会」であった。この時代までに国王は法に従うとする思想は、確固たる位置を獲得していた。法律家ブラクトン(Henry de Bracton ?~1268)⁽⁴⁸⁾は「国王は神と法の下にあるべきである。なぜならば法が彼を国王としたからである。」と述べている。しかし自己の意思に反するオックスフォード条令のような法に従うことを望まない不承不承の国王に対して、いかにして法を強制することが可能であるかとする問題に取り組んでいた者は以前いなかったし、法の効力の範囲内で行為することを拒否した国王をいかに扱うべきかまたは退位させるためのどのような方法が存在するかについて、以前考えた者もいなかった。国王の廃位(deposition)の問題は後世においては発生しているが、ヘンリ3世との関係ではこのような問題は決して起こ

らなかったように思える⁽⁴⁹⁾。

またオックスフォード条令の特異な点は、改革者たちが条令に対して国王、他のバロンそして司教の承認を得ることに腐心していたのみならず、彼らはこの条令を自由人一般に拡大していくことを望んでいたことである。1258年10月に開催されていた大評議会の際に発せられていた国王布告は、第一に評議会によって王国の共通の善のためになされたことまたはなされるであろうとすることは、国王自身の意思であり、それは不変のものでありそしてそれは終わることなく継続するものであり、第二に、バロンや国王の役人によって宣誓された条令は、すべての自由人がこの条令に従うことを誓うべきであることが要求されていた。

国王布告の第二の要求は、条令の内容は州裁判所において毎年頻繁に読み上げられること、そして現存する行政上の問題点の訂正は直ちに開始されることなどが通常の自由人に繰り返し保証されることが試みられていた。それゆえ、オックスフォード条令の特異な点は、バロンたちの単なる利己的な利益の産物であるのみならず、より広い自由人の利益を反映していることである⁽⁵⁰⁾。

これは当時の中世イングランドの社会的経済的变化が影響していることが明らかであるが、またそれ以上にオックスフォード条令の作成について重要な役割を果たし、1258年から1265年に至るバロンの反乱を率い、イギリス議会の発達に注目すべき影響を与えたシモン・ド・モンフォールという人物について考察する必要がある。イギリス史においては、彼は王権に対して抵抗した英雄とする評価がある一方、単なる利己的なフランス人にすぎなかったとの批判もある。シモン・ド・モンフォールは、1208年頃のノルマンディー生まれのフランス人であった。彼の父親は南フランスの異端派であるアル

ビジョア派 (the Albigensians) に対する十字軍を率いたことで有名なシモン 4 世・ド・モンフォール・ラモーリ (Simon IV de Montfort L'Amaury, 1160?~1218) であり、父親はトゥールーズ伯 (Comte de Toulouse) であったが母方の領地の相続からイングランドのレスター伯ともなっていた。このような父親の関係により、イングランドに渡ったシモン・ド・モンフォールは1231年にヘンリ 3 世の助けもありレスターの領地を相続することに成功した。彼は強い意志とよく訓練された軍事的能力を有しており、さらに1238年にヘンリ 3 世の妹エレノア (Eleanor) と結婚し、国王の義兄弟となりより強い影響力をもつ人物となった。そのために、シモン・ド・モンフォールは、国王の助言者であり、ガスコニュの総督に任命され、また聖地エルサレムへと十字軍を率いた。しかしシモン・ド・モンフォールは、ヘンリ 3 世の政策に批判的であり彼との論争と和解を繰り返した結果、イングランドの改革運動に積極的に関わっていった⁽⁵¹⁾。

以上のような活動にもかかわらず、憲法史家のスミス (G. Smith) はシモン・ド・モンフォールを決して急進主義者、立憲主義者、またはイギリス政府に民主主義的要素を導入した人物などと考えるのではなく、彼が、実際は傲慢なフランス人であったように思えると評する⁽⁵²⁾。スミスはイギリス中世史家のポウヴィック (F. M. Powicke) の「モンフォールは、宮廷を支配する人々に強い嫌悪感を抱いていた。彼は自らすすんで派閥を率いており、彼が考える最良であると信じた政府組織を維持するために独裁者となった。」⁽⁵³⁾ とする文章を引用している。

アン・リヨン (Ann Lyon) は、モンフォールがバロンの指導者としては似つかわしくない人物であったとする。彼はヘンリ 3 世の外国人

に対する偏愛に反対するが、自分自身がフランス人であり、また国王の義理の兄弟でもあり偏愛を受けていたと指摘している。また彼はフランスにも広大な領地を所有していた。しかしモンフォールが国王によってガスコーニュの総督として任命された際、彼の現地の反乱に対する対応に関して批判され総督の地位を解任され、イングランドに呼び戻されこの件で告発を受けた。それゆえ、この事件についてのモンフォールと国王との個人的な確執という私的な理由によって、彼がバロンの反乱を率いたのではないかと推察されている⁽⁵⁴⁾。

しかしモンフォールは、彼の私的な事情や利益のみならず、オックスフォード条令で既述したように条令の内容を広く自由人に及ぼすことを意図しているように思える。この点について彼はヘンリ3世のとの対立の中で、当時成長しつつあったより広い社会階層の支持を獲得するためであったとする現実的な政治的手段の側面もあるが、それだけでは単純に説明できないモンフォール特有の理想主義的な側面もあったとする指摘もみられる。彼は貴族階級以外の人々からも広く支持を受けているが、フランスからイングランドに渡って30年ほど経過しているにもかかわらずイギリス人のことをあまり好まず⁽⁵⁵⁾、またイギリス人の性格も決して理解していたとは言えなかった。その一方、モンフォールは、権力は神聖な信頼に基づいて行使されるべきであり、正義を強制することはキリスト教徒の高貴な義務であるという信念に取りつかれていた。彼のこの信念、そしてこの信念に基づいて他者と交流する彼の積極的な能力が、バロンによる改革によって、より正しい社会への希望を達成するだろうと彼は考えており、すべての献身的努力をその方向に向けたとされる。彼は社会に不満を持つ人々、性急な若い貴族や独身者、憲法の保障の外にある人々、

東部の都市部、特にロンドンや港湾都市の商人や年期奉公人、貧困者の間で説教を行う修道士、神の王国が地上に実現されることを望む粗末な衣服の学者や身分の低い熟練工と職人に訴える力をもっていた。先にも述べたように、彼は、フランスの異端派であるアビニョン派を壊滅させた十字軍戦士の息子であり、情熱的な宗教への真剣な思いをあらゆる政策に取り入れていった。人々は、彼を「有徳の士・シモン卿 (Sir Simon the Righteous)」と呼んだ。モンフォールの視点からは、彼も作成を係わったオックスフォード条令も神聖な神の戒律となった。当時、彼の崇拜者であった僧侶は「彼は不動の柱のようにしっかりと立っており、脅しも、約束も、贈物も、また甘言も彼を動かすことはできなかった。なぜならば、王国を改革するという誓いを裏切ることになるからである。」と書いている⁽⁵⁶⁾。

問題点は、オックスフォード条令に署名したヘンリ3世あるいはこの時代の保守的な考え方を持つ普通のイギリス人が、その条令に対する宣誓をモンフォールと同じ意味で捉えていなかったことである。彼は、オックスフォードで設立された「15人の委員会」も権力の濫用を是正し、同意によって政府を建て直すための単なる一時的かつ便宜的なものではなく、国王の名において支配を行っていくための永久的な執行機関であるという考えを維持していた。しかしイギリス人にとって、王位はイングランドを統治するための媒介となる手段であり、なにが別のものと想像することは困難であり、そしてさらに王位をその代わりのものと新たに考えることはより困難であった。バロンの同意に基づいて国王が支配を行っていくことは強いて言えば一つの方法でもありうるが、国王の名において実際はバロンが彼の権力を行使することは他の方法としても考えられないことであっ

た。モンフォールは、改革の名において、イングランドの伝統から全く異質な形態の政府を主張していた⁽⁵⁷⁾。

すなわちモンフォールは、統治のための権力を国王から一つの共同体である「15人の委員会」に移すことを考えていた。換言するならば、それは国王から権力を奪うことを意味していた。それは憲法上の革新であり、そのような国王からの権力の移行という革新的方法は17世紀中期のオリバー・クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599~1658) の清教徒革命まで再び現れないものであった。それゆえ、A. ジョブソン (A. Jobson) はモンフォールの思想と行動を最初のイギリス革命と呼んでいる⁽⁵⁸⁾。一方、アン・リヨン (A. Ryon) は、現在でもある人々はモンフォールを理想化するが、彼はあくまでもその時代の人であったとする限界があったと論じる。すなわち、自己の主張の正しさについては中世の男が持つ絶対的な信念があり、尊大であり、独創的な改革者としての側面を欠くがキリスト教徒としての高い理想と明確な目的を有していた。しかし同様に、頑固であり訴訟好きであり、自己のフランスの領地に関する私的な利益の問題にも熱心であった。一方、彼の行動から明らかである一般人 (common man) に対する配慮についての動機は明瞭ではないが、同時代人である「アッシジの聖フランシス (St. Francis of Assisi, 1181 or 1182~1226)」⁽⁵⁹⁾ の教えがある程度影響している可能性もある。1264年から65年のバロンの内戦を率いた彼の行動は、理想のみが原因ではなく、彼の国王との個人的な論争や私益が原因であろうと思える⁽⁶⁰⁾。いずれにせよ、モンフォールは、政府の改革を推進する委員会としての活動を開始すると、理想と個人的な私益との複雑に混合した姿勢を見せ始めており、当時から偽善者とか二枚舌とかの批判を受けているが⁽⁶¹⁾、実際

に彼はそのような二面性を持った人格を持ち、それゆえに、各々の異なった視点から彼を王権に抵抗し議会の発達に貢献した英雄と評価する立場と、究極的には単なる自己の利益を追求したフランス人であるとする批判的な立場に別れるのであろう。

以上、オックスフォード条令には憲法上の改革の目的が示されているが、また問題点があり、特にイギリス人にとっては、イギリス憲法上の伝統には存在しない異質の政治制度の導入の問題点を内在させたままであった。このような状況の中、モンフォールの指導によって「24名の委員会」は活動を開始した。

しかしバロンの委員会による政府は、財政上の安定と行政上の効率性の達成について、ヘンリ3世の政権より成功したとは言えない状態であった。発足時は、バロンたちは確かに中央と地方の政府における役人などの不正を攻撃すること対して、協力して精力的に取り組んだ。しかし直ぐにこのような協調の精神は衰退し、彼らは自らの狭い封建上の利益のために活動を始め、そして彼らの中で権力を競い合うようになった。いく人のバロンは、いかなる改革も彼ら自身と自己の領民との関係に影響を与えないことで同意していた。モンフォールが率いる他のバロンは、より下層の封建的身分を含むすべての階級の福祉を考えるべきだと主張した。それゆえ、彼らはどの程度まで、領主の特権 (baronial franchises) について制約するべきであるかについて論争しており、このためいく人かのバロンは再び国王の側に接近していった。他のバロンは二人の強力な指導者であるモンフォールと第6代グロチェスター伯・リチャード・ド・クレア (Richard de Clare, 6th Earl of Gloucester, 1222~1262) の側についた。モンフォールの党派は、政府の権力を保持し改革の議論を進めていったが、1259年にオックス

フォード条令を改正してウエストミンスター条令 (The Provisions of Westminster) が作成された。この条令の内容は、バロンによる改革の実行を再確認すると共に、一連のやむを得ない譲歩の項目と下級の封建身分階級の利益を補足的に改訂したものであった。このようなバロンの分裂と対立に乗じて、ヘンリ3世は、ローマ教皇アレキサンダー4世 (Pope Alexander IV, 1199-1261) に訴えて、オックスフォード条令を遵守するとした彼の宣誓を免除させることに成功した。その結果ヘンリ3世は、彼にとって「悪意のある計画」を有する「15人の委員会」の解体を国王命令 (royal ordinance) によって命じ、バロンの政府は機能を停止した。このようなイングランドの内戦の危機が迫る中で、1262年にモンフォールとヘンリ3世は、バロンと国王側との対立の調停をフランス国王ルイ9世 (Louis IX, 1226-70) に委ねることに同意した。彼は聖王ルイ (Saint Louis) として知られ西洋キリスト教国家では公平性に関して高い評価を得ていたが、彼の共感がいずれの側にあるかはほとんど疑いないものであった。いかなる中世の国王も国王特権と国王としての尊厳を守る以上に重要なことはなかった。1264年、ルイ9世の決定は有名な「アミアンの仲裁 (Mise of Amiens)」で下された。それはヘンリ3世に対する非難が全く不当であるから、彼をオックスフォード条令への服従から開放するものであり、条令は直接的に神聖な国王の有する王権に反するものであると解していた。これに対して、モンフォールの答えは内戦であった。同年「ルイスの戦い (the Battle of Lewes)」において、モンフォールはヘンリ3世そして長男エドワードの率いる国王軍を破り、2人を捕虜とした。「ルイスの協定 (Mise of Lewes)」により直ちに平和を回復し、モンフォールは翌年の彼の死までイングランドの実際上の支配者

となった⁽⁶²⁾。

「ルイスの協定」によると、モンフォールの最初の行動は、バロンの委員会を再建することであった。今回は、彼は委員会を15名から9名に制限し、彼と9人の委員がイングランドを支配することとなった。しかしモンフォールは、彼の政府がバロンの党派よりもより広い支持基盤が必要なことを気づいており、州の騎士と自治都市の市民の支持を得る試みを始めた。ルイスの戦いの勝利の年、モンフォールは、新政権に対する承認を確保するために各州から4名の騎士をロンドンの議会に召集した。そして、1265年1月に開催された2回目の議会で真の新しい制度がもたらされた。バロンの支持者に加えて、彼は政府の問題や課税について議論するために、国王の名において各州から2名の騎士と各都市から2名の市民を各々召集した。しかしモンフォールは、新しい代表制による国家的な集会 (assembly) すなわち議会の基礎を築いたことを認識していなかった。彼は単に彼の支持基盤を拡大することと、この新しい金銭上そして財産を有する階級⁽⁶³⁾の忠誠心を維持することを意図していただけであった。しかし改革のために古い封建的概念を排除し、彼の背後にすべての有力な階級の協力を獲得することを試みることで、彼はほとんど無意識のうちに、代表性の原理の支持者になっていたと評されよう⁽⁶⁴⁾。

その一方、アダムス (G. B. Adams) は、「シモン・ド・モンフォールの議会」として知られるこの会議は、歴史的なイギリス議会のすべての代表としての構成要素である貴族 (lords) の他に、州の代表、都市の代表を含むがゆえに庶民院 (the House of Commons) の起源とする見解があるが、この見方には無理があり誤りであると論ずる。なぜならば、これらの代表者は、モンフォールの支持者であり、憲法上の議

会というよりもバロンの党による革命的会議 (a revolutionary assembly) であると主張している⁽⁶⁵⁾。

実際にモンフォールを支持する僅か23名のバロンやその他の騎士と市民がこの党派から成る大評議会すなわち議会に召集され、この会議は現実には党大会のような性格であった。モンフォールの行動は、既に多くのバロンに不安を感じさせ、彼らは国王側の陣営に移っていった。彼らは、彼らが激しく急激な改革であると考えた方法を受け入れることが出来なかったのである。イングランドは国王の専制に代わって革命的独裁制に直面していた。1265年5月、このバロンの分裂に乗じてエドワード王子は、モンフォールの監禁から脱走して父ヘンリ3世の軍に合流した。同年8月、国王軍は「イヴシャムの戦い (Battle of Evesham)」でバロンの反乱軍を破りモンフォールも戦死した。

モンフォールの政治的実験は、憲法上、イギリス人にとってはあまりにも異質のものであり、既にアングロ・サクソン時代から、徐々に発達してきた800年以上に及ぶ王制の伝統を有するイギリス人には受け入れ難いものであった。既述したように国王の決定にバロンが同意を与えるとする形態はありうるが、バロンの決定が国王に優先することはあり得ないことであった。またモンフォールが改革を推進するためには、背後にバロンの団結と支持が必要であったが、モンフォールは全く妥協を許さない性格であるために、バロンたちとの間に対立と亀裂を生じさせた。それゆえモンフォールの改革は、あまりにも異質の制度であるために、そしてモンフォール自身の性格のために失敗したのであった。

しかしモンフォールの議会は、制限君主 (limited monarchy) の思想と背景に関連する一つの先例として蓄積され、1265年の出来事は

憲法上の一つの道標となった。ゆっくりとした議会の発達において、バロン以外の利益を持つ人々の代表を認めたことは重要である⁽⁶⁶⁾。すなわちより低い生れでより少ない資産しか有しない者たちの要求も、国政に反映させる道を開いたのである⁽⁶⁷⁾。

モンフォールの死後も、彼を支持した少数のバロンの頑強な抵抗は、1266年まで続いたが、同年10月31日、「ケニルワースの宣言 (Dictum of Kenilworth)」によって国王とモンフォール支持者との和解が表明された。その内容は、全体を通じて穏健さと寛容の精神を示すものであった。国王は法に従って統治を行い、彼の臣民のために善意と信頼に基づいた政府を設立すること、すべての反乱者は彼らの失われた土地を回復できること、または同様に国王の恩恵により失われた土地の市場価値の金銭的補償を行うことが宣言された。モンフォール派バロンの敵意が終息すると共に、国王政府は、1258年から1266年の間に発生したバロンの不満の解決を試みた。その結果、1267年にマルボロウ法 (Statute of Marlborough) が制定された。同法の内容は、オックスフォード条令とウェストミンスター条令に示された主な改革点を具体化する内容であった。ヘンリ3世は、勝利者であり王権を回復したにもかかわらず、彼と彼の助言者たちは平和を維持するためには譲歩することが必要であることを理解していた。彼は1272年の死去まで王位にあるが、既に王位を半分退位している状態にあり政府の仕事はエドワード王子に委ねるようになっていた⁽⁶⁸⁾。

4. パーラメントの意義と代表制の発達

13世紀前半頃から“パーラメント”という言葉が頻繁に使用されるようになり、それは後にイギリス憲法上、イギリスの国家的会議体、すなわちイギリス議会または国会を意味する専門

用語として定着していった。パーラメントという言葉に特別の関心を持つ必要があるのは、それによって結果的に制度上の意味を仮定できるからである⁽⁶⁹⁾。

最初にパーラメントという単語の語源を辿ってみる。パーラメントという英語は、フランス語の名詞“parler”すなわち話すこと (to talk) から派生したフランス語の名詞“parlement”の英語化された名詞である。パーラメントは字義どおりの意味は、共に話すこと (talk together) であり会議 (conference) または集会 (meeting) において話し合い、議論または審議することである。しかし、最初はパーラメントには制度または機関という意味はなかった。パーラメントという語が見いだされる最も初期の文書である11世紀の「ローランの歌 (Chanson de Roland)」においては、「私はあなたと長くはパーラメント (話す) することはできません」と用いられている。しかし直ぐにこの単語は、議論が行われる場所における人々の集会という派生的な意味を獲得する。12世紀のイタリアの都市における一般的な集会は、parlamenti と称されている⁽⁷⁰⁾。中村英勝氏は、パーラメントという言葉が「話し合い」という意味の言葉から由来していることは、きわめて興味深いことであって、イギリスの議会は今日に至るまで政府与党と野党の話し合いという性格を持ち続けており、議場の形も、議政壇上に立って獅子吼するというよりは、与野党が向かい合って静かに「話し合う」のに都合のよいようになっていることは、周知のとおりであると指摘している⁽⁷¹⁾。

イングランドでは、13世紀に入ると共に既述したクリア・レギス (curia regis=Kings' court) すなわち「王会」が他の用語で知られるようになった。一般的にクリア・レギスを構成する大評議会 (the Great Council) はthe magnum

conciliumと呼ばれて、小評議会 (the small council) は単にthe conciliumと呼ばれていた。12世紀が終わりに近づくと、これらの会議体を意味する専門用語にいくつかの種類が見出されるようになる。例えばcolloquium (談話、協議、討議) という用語が、大評議会と小評議会の会期を表示するために年代記者によって頻繁に使用されるようになり、そしてこの用語は13世紀になってからも継続的に使用されている。その一方で他の用語であるparliamentumも、大評議会の会期を表すのに使用されるようになった。このparliamentumという言葉の使用は、ヘンリ2世の統治時代に遡ることができるが、しかしパーラメントは、最初に1236年の王座裁判所の記録において大評議会を国王裁判所として引き合いに出す言葉として使用されており、1239年には年代記者マシュー・パリズ (Matthew Paris, 1200~1259) が大評議会における国王裁判所のような集会を描写するために使っている。その後その言葉は、より頻繁に見出されるようになる。例えば、前述のオックスフォード条令でパーラメントという言葉が用いられており、そしてそれは1275年からしばしば公的な記録にも現れるようになっていた⁽⁷²⁾。

ここでパーラメントという言葉について指摘しておかなければならない点は、それはまだ新しい制度を意味しているものではなかった。それは単なる単語であり、大評議会そして小評議会の両会議を表すために、おそらくより表現力に富む言葉と考えられていたと推察される。それゆえに、13世紀においてはパーラメントという言葉は、国王が大評議会または小評議会に出席して国家の問題について十分に議論した場合を描写するのに用いられていたと結論づけられよう。エドワード1世 (Edward I, 在位 1272~1307) の政権の終わりの時期になってさえも、パーラメントは今日連想されるような意味

をまだ獲得していなかった。法制史学者のメイトランド (F. W. Maitland) が「これまでのところ、一般的な問題のために正式に召集された国王評議会のいかなる集会もパラメントであるとしていたように思われる。」⁽⁷³⁾と述べたことに首肯できる。また付け加えるならば、パラメントとは、国家のいかなる問題にも対応出来るものであったという点を加えることができるかもしれない。小評議会の形態では、それは裁判所であり、それゆえに「議会高等裁判所 (High Court of Justice)」⁽⁷⁴⁾という表現があり、あるいはそれは様々の問題について専門的な助言を与える行政機関でもありえた。大評議会の形態では、それは同じく議会高等裁判所でありうるしまたは立法を行う機関であり、また課税に対する承認を行うこと、または戦争あるいは平和条約のような重要な国家の問題を議論する機関でもあった。しかし13世紀後半のパラメントは、より新しい要素が加えられた。政治的または経済的必要性から、国王は、大評議会そして小評議会においてより低い身分の貴族階級、州の自由人そして都市の市民の代表者たちと議論することを始めた。13世紀における国王評議会によって進められていた重大な変化は、代表制の要素が加えられたことであった。14世紀には、代表制度の要素は国王評議会の通常の部分となっており、これらの集会はパラメントと呼ばれ、そしてパラメントは小評議会また大評議会において従来、国王がバロンと共にたびたび開催した集会からは異なるものであることが認識されるようになった⁽⁷⁵⁾。

次にパラメントの重要な要素となる代表制について検討してみる。憲法史家のスタブス (W. Stubbs) は、パラメントとは王国の地域社会における各階級が、彼らが参加するための任務が準備され信頼が得られると共に、直ちに国家の政府に参加することを認められるとこ

ろの手段であるとみなしている。スタブスはエドワード1世が、パラメントのこの役割を認識していたと考えていた。すなわちエドワード1世は、州そして都市の地方社会を構成する人々に対して、代表としての彼らの適切な位置を政府の中に受け入れる用意ができており、従ってパラメントに召集される準備が出来ていたと考えていた⁽⁷⁶⁾。

代表制の考えに関する重要な実例は、イングランドの歴史の初期の段階において地方において見出される。おそらく代表制についての最も注目すべき例は、州裁判所 (county court)⁽⁷⁷⁾の歴史の中に発見できる。かつてすべての自由人は、州の集会 (shire assemblies)⁽⁷⁸⁾に参加することが要求されていた。後に州の集会が州裁判所と改称されてから、全自由人の中でも特に任命された土地保有者のみが定期的に参加するようになった。州裁判所に参加した者は、自己の州全体のために発言した。また同様に注目しておかねばならないのは、ヘンリ2世の時代に巡回裁判官 (itinerant justice) が全構成員が参加することとなっている場合の州裁判所を訪れた際は、各村 (vill) からは代官 (reeve) と他の社会的評価の高い4名が代表として参加し、また、各都市からは実直で尊敬できうる12名の市民が代表として参加し、これらの構成員は州奉行が召集した。同様に、告発陪審制 (presentment jury)⁽⁷⁹⁾において陪審員が犯罪の被疑者を告発する場合、陪審員は、曖昧な方法であるが、隣人を代表しているとされた。それゆえ、スタブスは、州裁判所を「地方の議会 (local parliament)」と呼んでおり、最終的に地方の州の議会の集まりが結果的に中央の国家的な議会となったと論じている点は注目されよう⁽⁸⁰⁾ もちろんこれらの地方の活動は、近代的な意味での代表制の考えとはかけ離れたものであるが、代表制の思想について、地方の制度の

重要性そして代表制と関係して記憶が届かない時代からの古代の隣人関係に関係する研究が現在も続けられている。

また近代的な意義での代表制の他の起源として、疑いもなく教会と教会法 (canon law) の影響も重要である。教会法は中世イギリス人の生活の重要な部分を構成し、ローマ法体系は結果的に政府に関するいくつかの概念の発達に影響を及ぼした。中世法思想の研究者G. ポスト (Gaines Post) や他の研究者は、王国の地域社会における代表制の考えと代表制度による行動という二つの対となる思想が世俗世界において実現することに関して教会の貢献度は、いくつかの方法において決定的であったことを明らかにしている。例えば、教会評議会 (church councils) に対する召集手続きは、1226年における代表と課税の歴史において重要な影響と結果をもたらしたことが示されている。代表制の思想は教会の聖職者会議 (Convocations) と同様に、ドミニコ修道会 (Dominican Order) のような組織に遡ることも可能であるとされる⁽⁸¹⁾。

このような地方のそして教会の代表制の思想と活動が、地方や教会の範囲に限定されずに中央政府と関係を有するようになるのは自然の流れであった⁽⁸²⁾。リチャード1世やおそらくそれ以前の国王の時代から、地方の代表者を国王の面前に呼び出すことが行なわれていた。1190年代、州から法的に正当な4名の騎士が国王評議会に個人として出廷し、州裁判所における誤った判決の事件について報告し訴え出るように要求されている。13世紀になると、州の騎士がウエストミンスターに出廷して国王側の要求に従って自己の州全体のいかなる情報をも提供することが慣例となっていた。これらの騎士たちは、当時、自己の州の問題に対して非常に活動的であったために、州奉行や他の国王の役人に対して中央の宮廷と地方の州の間で橋渡しを

することを助けており、意思伝達の方法が拡大させていった。彼らは、事実上、後の世代の議会の選挙された構成員すなわち議員の先駆者であった。13世紀初期の人々にとって、このような活動は普通のこととなっていた。但し、強調しておかねばならないことは、騎士が国王評議会に出席する目的は、地方の団体の決定を報告するためであり、未定の問題を解決することや議論することが要求されたりまた期待されていたわけではなかった⁽⁸³⁾。

以上のような13世紀の地方の代表制及び地方政府の状況から、換言するならばよく統治されていた王国とは、国王からの命令を受けた地方の人々によって効率的に統治されていたと言える。地方の人々とは、主に州の騎士や郷士 (squire) などで構成される郷紳階級 (gentry) のことである。また自治都市においては、都市の役職に就いた市民が市の政府と政治上の職務を通じて貴重な経験を得ていく⁽⁸⁴⁾。

次に、13世紀の国王による地方からの代表の召集の推移を示してみる。ジョン王は、王位に就いて直ちに、自己の特別の目的のためにすべての州から代表者を一度にまとめて召集している。また1213年、重大な問題に直面したジョン王は、オックスフォードの州奉行に対して「万聖節 (All Saints Day—11月1日) から15日後に、オックスフォードで我々に会うために、貴殿の執行官管轄区 (bailiwick) のすべての騎士を召集することを命ずる。」との書状を送り、そして武器を置いてくること、同時に我々の王国の問題について我々と話し合いをするために州の特に思慮深い4人の人物を連れてくることを命じている。1227年にはヘンリ3世は、カンバーランドの州奉行に対してウェストミンスターに来るために州裁判所において法的に正当で思慮深い4人の騎士を選ぶこと命じていた。その目的は4人の騎士が、彼らに与えられた

「自由の憲章」すなわちマグナ・カルタの条文と関連して、もし州奉行が条文に反する行為を行なったことに対して不服があるならばそれを訴え出ることであった⁽⁸⁵⁾。

1254年、ヘンリ3世は、フランスのガスコニューで軍事的にまた財政的な問題で非常に困難な状態に陥っており、より迅速に資金を獲得しなければならぬことに気付いた。ヘンリ3世の名で行動しているイングランドの摂政は、上納金 (aid)⁽⁸⁶⁾ を集めることを試みた。この上納金を大評議会が国王に与えることに同意するようにイギリス人に圧力を加えるために、大評議会の会議開催の前に、目的とする上納金付与に対して全国の州の同意を得るための試みがなされることになった。州奉行は、州裁判所の特別集会で国王の資金の必要性について集会の参加者に対して説明することを求められた。州裁判所は、大評議会に資金の必要性を公的に報告するための騎士を選挙で選び、そして上納金の支払い内容について決定することになった。また1254年の令状 (writs) は、州が4人の騎士を選ぶことを命じ、そして資金の必要性に迫られている国王側に対して、彼らが供給することを望む種類の上納金を準備することを求めている。キャンタベリーの大司教も同様に、十分な上納金を与えるように説得するために下級聖職者を召集することを指示されている。思慮深い聖職者たちは、州の騎士と同じ方法で大評議会に彼らの決定内容を報告することになっていた⁽⁸⁷⁾。

バロンの反乱の期間、モンフォール側と国王側の両者は各々、州の騎士階級と都市の市民階級に属する人々を自己の陣営に勧誘することにより、広い政治的支持基盤を獲得することに努力していた。13世紀における大きな経済的・社会的変化の中で、騎士階級と市民階級はその変化の中心にあり、またこの階級に属する人々は

自己の利害に影響する公的な問題にも関心を有するようになっていた。従ってモンフォールも国王も、彼らの社会的影響と安定した収入に注目していたのである。例えば1261年、バロンの一団は、セント・アルバンズでバロンに会うために各州から3人の騎士を選んで送ってくることを呼びかけている。これに対抗してヘンリ3世は、それらの騎士たちに代わりにウエストミンスター⁽⁸⁸⁾の国王の下に来るように命じている。1264年6月、ルイスの戦いの勝者となったモンフォールは、既述したように、国王の名において12月に令状を發し、シモン・ド・モンフォールの議会として知られる有名な1265年の議会を開催した。同議会では、従来のバロンなどの上流貴族階級に加えて、各州から2名の騎士、そして各自治都市から2名の市民が召集された。ここでイギリス憲法史上初めて上位中流階級 (upper-middle-classes) である地方の田園地帯からと都市部の人々が召集され、従来よりも拡大された大評議会すなわちパーラメントに参加したのである⁽⁸⁸⁾。但し召集された人々は、バロンも含めてすべてモンフォール支持者のみであり、正しい意味で彼らが各々の全階級または地域の代表と考えるには、まだ困難であることは、既に指摘した通りである。

以上、イギリス議会の代表制において注目されるべき点は、既に各地方において代表の考えが発達し確立していたことであろう。地方を代表して選ばれた者が、国王の要請に応じて中央に出廷して報告する制度、さらに州裁判所や告発陪審制において、州奉行の召集により、その地域を代表する者が選ばれ地方の様々な問題を審議する制度が存在しており、それは地方の議会の機能ようにしていた。それゆえ中央の議会の代表制以前に、既に地方に代表制が準備され代表となる人々の訓練がなされており、そして地方の代表制の集まりが、中央の議会における

全国的な代表制へと発達していったといえよう。

5. エドワード1世と模範議会

エドワード1世は1272年に即位し1307年に没するまで王位にあるが、イギリス憲法史上、彼は様々な点で注目すべき君主である。彼は1066年のノルマンの征服以来、実質上最初のイングランド人の国王であるとみなされており、多くのイングランドの住民が真に自らの国王を有したと感じその結果イングランドの国家としての統一性が推進されていった。さらに彼の個人的な資質に加えて、政治家そして軍事的指導者としての高い評価により中世イングランドにおいて、彼の政権は際立たった存在となっている。エドワード1世は精力的で機知に富んでおり、そして父ヘンリ3世の不安定な政権から国王は法の下で法を通じて統治すべきであることを学んでおり、彼の政権の下では無秩序な混乱も組織的な反乱も発生しなかった。その結果、政治的・社会的安定の中で行政上そして立法上多くの成果を挙げており、また彼の法の遵守と法の改正によりエドワード1世は、「イギリスのユスティニアヌス (the English Justinian)」と呼ばれている⁽⁸⁹⁾が、ここでは、特にエドワード1世の下での議会の発達を中心に論じていく。

既述した1265年の「シモン・ド・モンフォールの議会」から有名な1295年の「模範議会 (Model Parliament)」までは、議会 (パラメント) は過渡期と実験の時代の中にあったが、エドワード1世はまさに議会の始まりの時期に位置していた。当時、議会が最終的にどのような形となるか誰も確信をもっていたわけではないし、またおそらく誰も議会がどのような構成を取るべきかまた議会の開催時期や場所などについてもそれほど関心があったわけでもない。議会は、単に政府のいくつかの仕事に関して国王

を助けるための便宜的で柔軟性のある装置であると考えられていたに過ぎない。それゆえ、換言するならばエドワード1世は、様々に異なった政治的経済的状况に対応して、異なった形の議会を招集しており、またその結果も様々なものであった。しかし議会に関する先例が乏しく明確な理論も存在しない中で、このような様々な実験的な試みを批判したりする法律家などいかなかった。ある歴史家によると、1258年から1300年の間に議会と記された召集の記録によると合計で約70回の集会 (assemblies) が開催されているが、実際に議会に中流階級である州と都市の代表が呼ばれたのは僅か9回のみであった⁽⁹⁰⁾。

既述したシモン・ド・モンフォールが敗北したイヴシャムの戦いの後、ヘンリ3世は1265年5月に議会を開催するが、大評議会の有力貴族などの直臣と大聖堂総会 (cathedral chapters) からの2名の司教が召集された。ヘンリ3世の1267年と1269年の二回の議会は、大評議会の有力貴族のみが召集されたとされている。それゆえ、ヘンリ3世は、前述した (反乱派の) 中産階級も召集した1265年1月のシモン・ド・モンフォールの議会の先例を無視していることが明らかであろう。一方エドワード1世の最初の議会であるとされる1273年の議会⁽⁹¹⁾では、後世の議会の構成することとなる三階級が参加している。すなわち大評議会の構成員であるバロン、州の騎士、都市の市民が参加している。これらの三階級は、再び1275年の議会に召集されており、この議会では古来からの羊毛に課せられた関税が国王に与えられた。しかし、同じ年の他の議会では、大評議会の構成員と騎士のみが出席しており、この会議では十五分の一税⁽⁹²⁾が国王のために決定された。したがって、課税の必要性に応じて議会に参加する階級が異なる点が注目されよう⁽⁹³⁾。

1283年には多くの議会が開かれるが、各々の議会の参加者の構成はすべて異なる。1283年1月に召集された議会は二つの場所で分かれて開かれた。エドワード1世のためにウェールズで戦っていたバロン達は、いずれの場所の議会にも参加しなかった。北部の5州から各々4名の騎士が、そして各都市から各々2名の市民がヨークに召集された。同時にイングランドの他の地域から騎士と市民がノーザンプトンに集められた。この議会の他の特徴的な点は、新たに下級聖職者を代表者として加えていることである。この二つの場所で別れて開かれた議会は、ヨークとキャンタベリーで分かれて会合が持たれた聖職者会議 (clerical convocations) の例にならった可能性もある。この分割された議会の目的は、ウェールズとの戦いのための資金を集めるためであった。この議会はまた同様に、国王政府は大評議会の有力貴族が欠席していても王国の他の階級の代表者のみによって職務を行うことが出来ることを示そうとしていたとも推測できる。1283年9月のウェールズ国境沿いのシュールズベリーで開かれた第二番目の議会は、同様にその組織において独特なものであった。バロンは騎士そしていくつかの都市からの市民と共にこの議会に参加していた。様々な問題を審議した後に、議会は分割されそして都市からの市民はアクトン・バーネルに移動してそこで彼らは商業上の問題を議論して、制定法である商人法 (De Mercatoribus) を承認した。その一方、シュールズベリーに残っていたバロン達は、ウェールズ反乱軍を率いたプリンス・デービッド (Prince David of Wales, ウェールズ名 Dafydd Ap Gruffudd, ?~1283) に対する反乱罪に関する裁判⁽⁹⁴⁾に参加していた。この議会は、エドワード1世が議会の構成についてどのようにあるべきであるかについて明確な考えをもっていなかったことを示している。彼は、

バロン達に彼らの伝統的な義務の一つ (封建制において同僚の貴族に対する裁判) を行わせるために彼らを召集したのであり、そして都市の商人を呼んだのは彼らのみに影響する商業上の問題に対応させるためであった。それゆえ、各々の階級は各々の別の問題を扱ったのである⁽⁹⁵⁾。

さらに1295年に至るまで議会は、多様な形態を続けていた。1290年の一回目の議会には最初大評議会の構成員のみが参加しており、有名な制定法である不動産移転法 (Quia Emptores) が成立したが、1週間後には州からの騎士が助成金について話し合うために加えられた。1294年の他の議会では大評議会はバロンの他に騎士を含んでいたが、彼らは課税の問題のために集められており、十分の一税を承認した。その一方都市の代表は、国王の役人により議会内で分離されており六分の一税に同意していた。1295年秋、エドワード1世は召集状を送したがその結果、11月の模範議会 (Model Parliament) として知られる集會が開催された。エドワード1世は既に同年の夏に、幾つかの司法上の問題に対応するためと、外交問題を議論するために大評議会を開いていたが、ウェールズの反乱、スコットランドとの戦争の勃発、フランスとの敵対関係の問題等を合わせて議論するために秋に他の議会を召集する必要性を強いられていた。

その議会においてエドワード1世は、自己の政治的そして軍事的問題そして重大な資金の必要性を説明することを意図していた。彼は、広い社会的基盤の支持を確保するためにそして必要な税について同意を得るために、王国のすべての階級を召集することを決意していた。集會が開かれたとき、模範議会はすべての重要な高位聖職者も含んでいた。すなわち2名の大司教、18名の司教、67名の大修道院長、そして宗教団

体である聖ヨハネ騎士団(Knight Hospitaller)、
templar騎士団(Knight Templars)、センプリン
ガム派修道会(the Order of Sempringham)⁽⁹⁶⁾
の長が含まれていた。そして世俗の代表として、
7人の侯爵と有力な41人のバロンが参加して
いた。ここにおいて将来の貴族院を構成する
こととなる高位聖職者とバロンが参加したの
である。同様に、下位聖職者を代表とする条令
(provision)が作成された。司教は、召集のた
めの特別の令状と共に、彼らの聖堂参事会の首
席司祭または修道院長、彼らの主教管区の大助
祭、各参事会の代議員(proctor)、そして彼ら
の主教管区の教区聖職者から2名の代表となる
代議員を、予め挙げておくようにとの指示をし
た命令書を受け取っていた。加えて37の州から
各々2名の騎士、そして110の都市(cities)と
自治都市(boroughs)から各々の2名の市民
(citizens)または自治都市市民(burgesses)が
召集された。この議会は、他のいかなる中世時
代における議会よりも多くの人数が召集されて
いる⁽⁹⁷⁾。

エドワード1世の模範議会は、一般的に議会の
発達において画期的な議会とみなされている。
一つの観点からはこの見方は正しいと言え
よう。すなわち後世のすべての議会が有する構
成要素(貴族階級と中流階級)を含むことにお
いて「模範」とされるのである。しかし後に模
範議会と称されているにもかかわらず、エド
ワード1世は明らかにこの議会在彼の将来の議
会の先例または模範とする意図はなかった。彼
の政権下において開かれたその後の他の20回
の議会の中で、わずか12回の議会のみが州と都
市の代表を含んでおり、そして1295年の模範に
従った議会は3回のみであった。エドワード1
世が基準となる立法機関としての議会の形態の
達成を望んでいた、あるいは彼が課税に関して
そのような議会の承認が必要であると考えて

いたと信じるに足る証拠は存在していないの
である。議会の召集令状の前文に書かれた
「すべての者にとって関心があることは、すべ
ての者によって承認されるべきである“what
concerns all should be approved by all” (quod
omnes tangit omnibus approbetur)」とする
ローマ法の有名な格言は、エドワード1世がこ
の原理に基づいて行動したことを意味してい
ない。この文言は疑いもなくある筆記者のレト
リック的な技巧であり、エドワード1世はおそ
らく、彼が召集令状を読んだ時にそれを始めて
目にしたと思える。1295年にイングランドの国
王によってそのような集会在召集されたことそ
れ自体は偉大なことであり、これに関して巧妙
な法的または政治的理論による説明は必要
ない。それは、エドワード1世が当時望んで
いたものを確保するための最も迅速な手段であ
ったように思われる。すなわち税金に対する承
認であり、彼はバロンと騎士から十一分の一
税、都市の代表からは七分の一税、聖職者か
らは十分の一税の方法で税金を受け取った。
確かなことは、模範議会は、国家レベルで代
表制の原理が、より完全に適用されたことで
あり、そして従来の大評議会の有力者に他
の代表を加えるという傾向と一致していた
という理由により記憶されており、そして14
世紀における議会の構成のための先例とな
ったのである⁽⁹⁸⁾。

一方これまで論じてきたようにエドワード1
世の議会には、中流階級である騎士と都市
市民が召集される機会が増えたことが評価
されているが、当時、それは決して中流階
級の権利や立場が飛躍的に向上したことを
意味していない。現実には、中流階級の代
表者が行動するための権利と範囲はまだ狭
いものであったし、限定されていた。評議
会は彼らから請願を受領し、回答は議会の
公文書である長い巻物に記録されている。
評議会は、初期の議会の仕事の大きな部

分を占めていた司法上の職務についてのみ関心を持っていたとされる。国王は、騎士と都市市民に対して、提案されている課税の計画について、あるいは彼らの地方の世論の状況について、また時おり法令の草案について相談をしていた。相談が終ると、騎士と都市市民は通常はそのまま帰郷し、彼らの行った助言が受け入れられるかまたは拒否されるかは評議会の国王と有力者の判断に委ねられており、具体的な決定にまで参加したわけではない。このような政治の実践を支配していた封建的な原理による慣習が行われなくなるのには、まだ時間が必要であった⁽⁹⁹⁾。

1295年の模範議会は議会の初期の時代の中でその頂点に達したとみなされるかもしれないが、イギリス憲法上、議会がイングランドの政府の中で明確な位置を占め完全に形成された制度と考えることは時期尚早である。議会が歴史の中で永久的な位置を保障されるためには、そしてイングランドを制限君主制に変えていくための機関とするためにはさらに多くの発達が必要とされていた。1295年のすぐ後に議会についての一つの発達に影響を与える事件が発生し、そして次の2世紀の間に議会の成長を導くことになる主要な原理の一つが示された。このような発展の背景を述べると、1295年に既に高額な税金を承認されたにもかかわらず、エドワード1世は重大な財政上の問題を抱えたままであった。フランスやスコットランドとの戦争は長期化しているにもかかわらず、エドワード1世は十分な資金を受けることについてバロンや騎士そして市民を説得することが出来ずにいた。加うるにイングランドの聖職者は、ローマ教皇ボンifaceティウス8世（Bonifatius VIII, 1235?~1303）によって国家に資金を供給するためには教皇の許可が必要であると強く命令されており、さらなる課税に頑強に抵抗していた。通常

の方法を通じて資金を調達することを妨げられて、自暴自棄となったエドワード1世は、専制的な手段を取ることを決断した。1297年、彼は不正規な集会を強行した。それは彼に上納金を授与させるためのものであり、召集方法においてまた構成において議会とは異なった集会であった。国王は少数のバロンに相談することで、バロンと騎士から八分の一税、都市市民から五分の一税を徴収するための承認を得た。しかし、この上納金が徴収される前にエドワード1世は、フランスとの戦争⁽¹⁰⁰⁾を遂行するためにフランダースに向かった。これに対して、指導的な立場にある有力なバロンたちは直ちに上納金の徴収を禁じた。さらにこれらのバロンたちは、封建上の義務は海外で軍事的奉仕を行うことを強制していないとする理由を根拠に国王と共に大陸に渡ることを拒否した。このような状況下で、エドワード1世は都市の商人が有する羊毛となめし革を差押え、そして修道院や大聖堂の聖具保管室にあった金銭を差押えた。このような差押えは、強制的な貸借に近いものであったが同様な差押えは1294年と1297年の別の機会にも発生していた⁽¹⁰¹⁾。

1297年8月、バロンたちは正式に彼らの苦情申立てを国王に対して行った。申立てにおいて彼らは海外での軍事的奉仕の要求に対して不満を訴えていた。すなわちバロンは重税により貧困状態に陥り、国王に対してこれ以上の貢献をすることが出来ないことを主張し、また彼らは国法と慣習に従って統治されていないことに反対しており、彼らの自由は専制的手段によって奪われており、マグナ・カルタによる保障は、大部分で侵害されていることを指摘した。最後に請願によって、彼らは羊毛の差押えに反対し、国王がフランダースへの遠征を放棄するか延期すべきであることを訴えた。バロンが国王に対して武力を用いる準備していること、そ

してエドワード1世は、緊急に資金を必要としていたために、マグナ・カルタと森林憲章(Charter of Forest)⁽¹⁰²⁾を確認することに同意した。この確認は1297年11月に国王によって署名・捺印され、バロンは国王の金銭の要求を受け入れ、公然たる反乱は回避された⁽¹⁰³⁾。

「二憲章の確認(Confirmation of the Charters; Confirmatio Cartarum)」は、二つの重要な原理を定めており、それは議会の発達とその結果としてイングランド人の自由の保障に重要な影響をおよぼした。第一に「二憲章の確認」は、第6条で将来、全王国の共通の同意なくしてそして同王国の共通の利益のためでなければ上納金、税金そして賞金(prises)⁽¹⁰⁴⁾などを課することが出来ないことを規定しており、これは議会が政府の真の代表機関となったことを確立したと解されている。第二は、この憲章がマグナ・カルタに反する文書は無効となると宣言し、マグナ・カルタを国の基本法として確立したことである。ここでは、特に議会への視点から第一の原理について検討する。最初に「納金、税金そして賞金」という文言の意味は、1297年以前にエドワード1世によって課税されていた非封建税を指すのか否か歴史家の間でも見解が分かれている。また「全王国の共通の同意」という文言についても、貴族ではない中流階級の騎士や都市市民が参加する議会のような代表機関の賛成を意味しているのか否かについても意見が異なる。しかし今日、多くの研究者の支配的見解は、「二憲章の確認」の第6条と第7条が、少なくとも個人の財産に課せられた非封建税の額と範囲を規制することについて、議会の騎士と都市市民が参加することを実際に約束したものであろうとするものである。もしこの見解が正しいとすると(そしてもしエドワード1世と後継者が厳格にこの約束を守るならば)、いかなる臨時の課税または非封建的な

課税の提案に対しても、これを議論するために中流階級の代表者がすべての議会に召集されなければならないこととなる。もちろんこの約束は厳格に守られたわけではなく、断絶のない先例としての流れが出来たわけでもない。しかし疑いもなく、後に議会による財源の制御または統制に向かって重要な一歩となっている。この財源の制御または統制は、もちろん様々な問題がありながらも、14世紀において国王を説得して譲歩を引き出すために頻繁に用いられるようになり議会史の重要な課題となっていく。それは後世、イギリス憲法史において、議会の法的権利、政治的自由、議会の特権の拡大、そして国王大権(royal prerogative)の削減のための重要な一つ的手段となっていく⁽¹⁰⁵⁾。

結論

中世イングランドにおける議会の起源と発達を論じてきたが、当時、憲法上、議会に関する明確な理論や設計図が存在したわけではなく、河川が様々な支流の集まりにより次第と本流となるように、中世イングランドの政治的、社会的、経済的状況などの様々な要素や原因が複雑に作用して次第に議会の姿が現れつつあったと言えよう。

議会の起源と発達の要因を挙げてみると、最初に、議会は封建制度の産物であると言われるように、議会制度の起源となる根本的な原理は「国王は重要な問題に関しては、家臣の同意を得る必要がある」とする中世の長い封建的伝統があったことを指摘できよう。国王が同意を得る制度として、アングロ・サクソン時代のウィテナゲモート(賢人会議)、ノルマン朝やアンジュ朝のクリア・レギス(王会)を構成する大評議会があり、それらが13世紀に議会(パラメント)と呼ばれる制度へと発達してきた。第二に、議会の発達で重要な要素は、代表制の原

理である。ウィテナゲモートや初期の評議会では主として有力貴族や上位聖職者のみが参加していたが、次第に経済的・政治的影響力を持ちつつあった新興の中流階級である州の騎士階級や都市の市民階級が代表として召集されるようになってきたことである。特に注目すべきことは、中流階級の代表制度は地方の州裁判所の集会や巡回裁判と陪審制における代表、また自治都市の参事会等の都市代表として地方レベルで既に発達しており、それは「地方の議会」とも呼ばれうるものであった。したがって、中央の議会とは地方議会の集まりであるとする見解もある。第三に、議会が発達する直接的かつ現実的な原因としては、ヘンリ3世の国家財政の浪費と同意を得ない課税であった。彼の失政は組織化されたバロンの反乱を招くことになるが、そこにおいて特に注目すべきことは反乱を率いたシモン・ド・モンフォールの召集した1265年の議会において、初めて中流階級である騎士階級と都市市民階級の代表を召集したことである。但し中流階級の代表とは、モンフォール支持者のみであったとする限界があった。第四に、エドワード1世の政権下における議会の発達が重要となる。彼はヘンリ3世の失敗から、重大な問題については臣民の同意を得ることが必要であるとする教訓を学んでおり、議会を頻繁に開催するが、その代表の構成、議題、開催場所、開催時期など多種多様かつ変則的であり基準となる議会が存在していなかった。この中においてエドワード1世は、全イングランドの主要階級の代表すべてが参加する議会を1295年に開催し、これが後世から模範となる議会すなわち「模範議会」と呼ばれる。しかし彼自身はこの議会が模範となるとする認識はなく、彼の統治期間中、この先例に従った議会はわずかであった。第五に13世紀の議会の機能は、行政、外交、課税、裁判、立法、請願や不服の処理な

ど様々であり、まだ立法機関としての地位はなかった。これは近代憲法の権力分立の理論が現れる以前の中世時代の議会においては当然のことではあるが、中世の議会において最も重要な議題は課税の問題であり、これが主として初期の議会を発達させてきたと要因であると言える。第六に国王にとつて、議会は全国の代表者を一堂に会して、短期間に意見をまとめることができる便利な装置であった。議会発達以前の各地方の各階級住民の意見を聞き、それらを中央で一つにまとめ上げる労力と比較して各段に効率的な制度であると言える。

以上議会の発達として六つの要因を挙げたが、13世紀の議会に関しては、まだ黎明期にあり、流動的であり明確な基準となるような議会制度は存在しておらず、誰も議会の将来の形を想定できなかったことが理解できる。議会がイギリス憲法上の制度として二院制や議会の特権など安定した地位を獲得するためには、さらに紆余曲折を経て長い年月が必要である。しかし当時、国王は議会において課税の承認を得る代わりに、議会代表者の要求や主張に譲歩するという関係が形成されつつあったことが注目される。議会は国王にとって便利な装置であり方法であったが、一方バロンや中流階級の代表は、国王の「財布」を握ることにより、王権を制約する方法を学んでいくこととなる。また同時に全国の代表が集合することは、国王に対する統一されかつ組織化された議会勢力を形成していくこととなる。さらに議会への参加は、義務から権利へと変化していく。これらの国王と議会との関係は、憲法上の制限君主制へと将来発達していく端緒となった。エドワード1世は、議会のこの潜在的な力に気が付いていなかったようである。しかし、イギリス憲法における議会の発達には、中世イングランドにおいて発達してきた陪審制や司法制度、コモン・ロー体系、マ

グナ・カルタと法の支配の原則そしてイギリス人の自由と権利を維持し保障するための中心的役割を担う機関となり、さらに議会制民主主義に向かうイギリス憲法上、最も重要な制度へと成長していくのである。もし議会が存在しなかったら、法の支配その他の憲法上の諸原則も継続できなかつたであろうとされる。

中世イギリス憲法において議会制度を発達させていく理論は、議会制度以外の他の制度と同様に政治的、経済的、社会的な変化と現実に対応して改革を進め、その経験の集積から新たな現実に対応していくとする現実主義そして経験主義の理論であり、イギリス憲法は日々変化し、進化していったのである。

なお、中世ヨーロッパの他の国々でもイギリス議会と類似した議会制度が現れている。フランスの三部会 (Etats Ge'ne'raux)、神聖ローマ帝国の帝国会議 (Reichstag)、イベリア半島諸国のカスティリヤ、レオン、アラゴンのコルテス (Cortes)、スウェーデンの王国会議 (Riksdag) などでありこれらは身分制議会 (Estates General) として知られているが、これらのヨーロッパ大陸諸国の議会がやがて形骸化または廃止されていくのに対して、イギリス議会のみが逆に権限を強化しながら15世紀から16世紀のテューダー絶対王政や17世紀のステュアート専制王制の時代においても存続し現代まで継続してきたのである。

- (1) 中世イングランドにおける司法制度の改革に関しては、拙著「ヘンリ2世と司法改革 I—イギリス中世憲法における法の支配への道—」明星大学経済学研究紀要第46巻1. 2号, 平成26年12月, pp.25~33. 及び「ヘンリ2世と司法改革 II—イギリス中世憲法における法の支配への道—」明星大学経済学研究紀要第48巻1号, 平成28年6月, pp.1~15.を参照のこと。
- (2) パーラメントの語源とその意味に関しては後述する。なおイングランドのパーラメントは決して最古の議会制度ではなく、最古の議会制度としてはアイスランドで930年に創設されたAlthingiと呼ばれる議会が有名であり、また英国内ではマン島のTynwaldと呼ばれる議会はイングランドのパーラメントよりもはるかに古い制度であり現存している(但しマン島は中世以来イギリス国王の所有地であり、イングランドの一部でなくまた英国連合王国((the United Kingdom))にさえ属していない)。またスコットランドの議会については最初に1235年の記録があり、アイルランドの議会の最初の立法は1216年である。ただイングランドの議会制度は、中世以来廃止や断絶などされることなく現在まで継続発展してきており、英国全体の議会となっている。(Cf. Clyve Jones (ed), A Short History of Parliament, the Boydell Press, 2009, Prologue.)
- (3) baronとは現在は爵位の一つである男爵であるが、古くは封建領主階級全体を意味しており、さらにイギリス史では国王から直接封土を付与された者(tenant in chief)のうち特に大きな領地を有する有力な貴族をバロンと称している。諸侯と訳すことも可能であるが、本論文ではそのままバロンを用いる。
- (4) witen-gemotは、witenaが英語のof wisemenそしてgemotはmeetingを意味する。
- (5) 初期のイングランド国王は重要な家臣の会議をもっていたが、王国の領域も狭かったために、その統治を主として王国内を巡察する方法で行っていた。しかし王国の規模がより大きくなると巡察の経路も限定的となり、巡察で解決できない問題をウィテナゲモートで扱うようになった。(John Maddicot, "Origins and Beginnings to 1215" in "A short History of Parliament". ed. by Clyve Jones, the Boydell Press, 2009. p.1.
- (6) 拙著、「議院内閣制の研究—イギリス憲法史の一断面—」、お茶の水書房、1986年。pp.7~8.
- (7) 本論文の3のパーラメントの意義と発達を参照すること。なお本文ではcouncilを普通、評議会または国王評議会と訳していく。
- (8) Domesday Survey (Inquest) とは、ウィリアム1世が1086年にイングランドで作らせたDomesday Book (土地台帳)の基礎となった審問に基づく調査のことである。
- (9) 王冠を着用することは、イングランドでは10世紀中頃からおこなわれており、それは国王権力が本質的に卓越した権力であること、そして王位が神によって授けられた特別の地位であることを証明するためであった。
- (10) J. Maddicot, op. cit., pp.4~5.
- (11) Kenneth Mackenzie, "the English Parliament",

- Penguin Books, 1959, p.9.
- (12) 規則的な巡回裁判は、ヘンリ2世 (Henry 2, 在位 1154-89) 時代の1166年のクラレンドン法 (the Assize of Clarendon) により確立され同時に告発陪審制 (jury of presentment [indictment]) が導入されて、各ハンドレッドから12名の陪審員を選出することが要求された。詳細については、拙著、「ヘンリ2世と司法改革 I - イギリス中世憲法における法の支配への道一」(明星大学経済学研究紀要第46巻第1・2号、平成26年12月、pp30-33)
- (13) J.Maddicot, op. cit, p.5.
- (14) クラレンドン制定法は、特に教会裁判権などの教会の権利を王権が制限する規定を多く含んでいることで有名であり、ヘンリ2世と大司教ベケットの対立を激化させた。
- (15) クラレンドン制定法をめぐるヘンリ2世とベケットの対立の結果、国王はベケットをノーザンプトンで裁判にかけることを決定したが、ベケットはフランスに逃亡したために裁判は開かれなかった。
- (16) 封建的付随条件または封建的付随義務とは、保有者が主君との間の封建契約に基づく主たる義務に付随して負う義務であり、その内容は契約条件により様々であるが、相続料 (relief)、後見権 (wardship)、婚姻権 (maritagium) に服する義務、上納金や不動産復帰 (escheat) などがあり、多くは経済上の義務であった。
- (17) 国王裁判所におけるコモン・ロー上の訴訟開始令状の手数料や刑事事件上の罰金が国王の収入となった。
- (18) J. Maddicot, op. cit, p.6
- (19) 「サラディン分の一税」とは、1188年、エルサレム奪還を目的とした十字軍を結成するためにすべての動産と収入の十分の一に課せられた税である。イスラム教徒側の有名なスルタンであったサラディンに対抗するための税として、サラディンの名称が用いられた。
- (20) J. Maddicot, op. cit, p.6. 代表制については、後のパラメント形成の重要な要素であるために、後述する。
- (21) 1066年のノルマンの征服以来、ノルマン朝そしてアンジュー朝の国王たちはイングランドでは国王であるが、フランスでは領地を有する領主であった。有力貴族も1066年にウィリアム公と共ノルマンディーからきたフランス人を先祖にもつ人々であったが、当時次第にイギリス人化しイングランド人としての自覚を持つようになってきたとされる。
- (22) J. Maddicot, op. cit, pp6-7.
- (23) J. C. Holt, "Magna Carta". 2nd edn, Cambridge University Press, 1992, pp. 450-1.
- (24) Cf. J. Maddison op. cit, p.7.
- (25) マグナ・カルタは、伝統的封建性を維持するという中世的思考の下で作成された憲章であり、革新的な内容を含まないのは当然であろう。また権利を保障された自由人とは全人口の一部分であり大部分は農奴 (villein) であり、決して全イングランド人の権利を保障するものではなかった。詳細に関しては拙著、「イギリス憲法の研究」お茶の水書房、1988年pp3-18参照のこと。
- (26) マグナ・カルタ対して、ローマ教皇はジョン王が十字軍参加すること、そして諸侯の権力が強くなりすぎることを懸念して無効であると宣言している。またマグナ・カルタは1216年、17年、25年に三度修正され再発行されているが、中世時代に重視されたのは1225年版である。
- (27) Cf. Goldwin Smith, "A Constitutional and Legal History of England," Dorset Press, 1990, p.141.
- (28) ちなみに最長はビクトリア女王であり1837年から1901年まで王位にあり、2番目はジョージ3世であり1760年から1820年まで王位に就いた。
- (29) Cf. Bryce Lyon, A Constitutional and Legal History of Medieval England. 2nd, ed., W.W.Norton & Company, 1980, p337.
- (30) Cf. Ann Lyon, Constitutional History of the United Kingdom, Cavendish Publishing Limited, 2003, pp.54-55.
- (31) エドワード懺悔王は、敬神の念に厚く修道士のような風貌から懺悔王と呼ばれるが、政治的には無能であり国内では混乱を引き起こし、死後の1066年にはイングランドにたいする「ノルマン人の制服」を招く。後にアングロサクソン時代の最後の国王として伝説化される。
- (32) Cf. B. Lyon, op. cit., p.337.
- (33) ローマ教皇がジョン王のためにマグナ・カルタを無効と宣言したのは、ジョン王が既に十字軍への参加を表明していたことやバロンの力が強くなり過ぎることを懸念したためであるとされる。
- (34) マグナ・カルタは1215年に成立しているが、その後1216年、1217年、1225年に修正され再発行されている。13世紀そして後年重視されるのは1225年のものであるが、その内容は1215年のものと比較して短く、また国王に有利となるように修正されている。
- (35) justiciarまたはchief justiciarは、ウィリアム1世 (William I, 在位 1066-87) の時代以来、国王がイングランドから不在中に国王を代理するために設けられた官職であるが、後に国王の不在とは無関係な恒常的な官職となる。chief justiciarは、その職務の内容や統治作用が正義をなす、すなわち裁判と観念されているところから最高法官と訳される。

- (36) Great Sealは、国家の重要な公文書に用いられる最も重要な印章である。
- (37) Cf. Goldwin Smith, *op. cit.*, 1990, pp.141~143.
- (38) Cf. Harold J. Schultz, *History of England*, Barnes & Noble Books/A Division of Harper & Row, Publishers, 1968, pp.36~7.
- (39) Cf. *ibid.* p.368
- (40) アンジュ朝初代の国王ヘンリ2世 (Henry II. 在位 1154~89) は、イングランド国王として即位する前からフランスのノルマンディ公領、アンジュ伯領、アキテーヌ (Aquitaine) 公爵領を相続と婚姻で入手しており、フランスにおける彼の領地は既にフランス国王より広大であった。更にイングランド国王となってからもウエールズ、スコットランド、アイルランド南西部を征服しており、その結果スコットランドからピレネー山脈に至る複合国家が生じたが、これらをまとめてアンジュ帝国と呼ぶこともある。しかしヘンリ2世はイングランドでは国王であるが、フランスではフランス国王の下にある封建領主であり、イングランドとフランスの領地が一体化することはありえなかった。
- (41) Cf. B. Lyon., *op.cit.*, p.341.
- (42) Cf. H. J. Schultz, *op. cit.*, p.37.
- (43) Cf., B. Lyon. *op. cit.*, p.342, and G. Smith., *op. cit.*, p.144.
- (44) Cf., A. Ryon., *op. cit.*, p.56. and G.Smith., *op. cit.*, p.144.
- (45) A. Ryon., *op. cit.*, p.57.
- (46) earl伯は、現在は公爵、侯爵に次ぐ第3位の爵位であるが、12世紀においては最高位の貴族であった。
- (47) ヒュー・ピゴットは、オックスフォード条令によるバロンの政府において指導者の1人である第4代ノフォーク伯ロジャー・ピゴットの弟であった。またヒュー・ピゴットはロンドン塔の管理後見人、また短期間であるがドーバー城の後見人に任命されている。しかし1260年から1261年にこれらの地位を辞任しており、1263年に王党派に参加している。
- (48) ブラクトンは、司法官、法学者、そして聖職者である。彼のコモン・ローの判例をローマ法の思考方法を用いて解説した「イングランドの法と慣習法 (De Legibus et Consuetudinibus Angliae)」は中世最大のイギリス法書として有名である。
- (49) A. Lyon, *op. cit.*, p.57
- (50) *ibid.*, p.59.
- (51) Cf. H. J. Schultz p.38.
- (52) G. Smith, *op. cit.*, p.144.
- (53) F. M. Powicke, "Some Observations on the Baronial Council (1258-60) and the Provisions of Westminster" in *Essays in Medieval History* Presented to T. F. Tout, ed by A. G. Little and F. W. Powicke (1925).
- (54) A. Lyon., p.59
- (55) ポウヴィックは、モンフォールがイギリス人を常に臆病者であると批判している例を紹介している。(Sir Maurice Powicke, "The Thirteenth Century 1216~1307. Oxford at the Clarendon Press. 1962. p.72)
- (56) Arthur Bryant, "The Medieval Foundation", Collins St James's Place. London., 1967., p.160.
- (57) *ibid.*, pp.160~1.
- (58) Cf. Adrian Jobson., "The First English Revolution /Simon de Montfort, Henry III and the Baron's War", Bloomsbury., 2012., Preface.
- (59) アッシジのフランシスコは、フランシスコ会の創設者であり中世イタリアの最も著名な聖人の1人である。
- (60) Cf., A. Jobson, *op. cit.*, p.33.
- (61) Cf., B. Ryon., *op. cit.*, pp.342~4.
- (62) *ibid.*, p.344.,
- (63) 新しい階級とは当時、地方の地主階級またはGentryとなりつつあった騎士階級、同じく経済的に発展しつつあった都市部の市民または商人階級を意味する。
- (64) B. Ryon., *op. cit.*, p.344.
- (65) George Burton Adams, Revised by Robert L. Schuyler., "Constitutional History of England", Jonatan Cape., 1956., p.179.
- (66) G. Smith., *op. cit.*, p.146.
- (67) モンフォールがまだ政権を支配していた1265年6月に、彼はさらに新しい議会を開催する予定を持っていた。この議会は遂に開かれることはなかったが、彼は州の騎士階級と都市部の市民階級に加えて、大聖堂のある各教会の参事会から選ばれた各々2名の代表を送るように召集している。これは従来から参加してきた大司教のような高級聖職者に加えて、下級聖職者を代表に加える新しい試みであった。
- (67) G. Smith., *op. cit.*, p.146.
- (68) B. Ryon., *op. cit.*, p.344.
- (69) *ibid.*, pp.412~3
- (70) Kenneth Mackenzie, "The English Parliament", Penguin Books, 1959, p.12.
- (71) 中村英勝、「イギリス議会史」、有斐閣、昭和48年、p.19.
- (72) Cf. B. Ryon. *op. cit.*, p.413.
- (73) F. W. Maitland, "Memorande de Parlamento". in *Historical Essays*, chosen and introduced by Helen M. Cam, Cambridge University Press, 1957, p.78.

- (74) High Court of ParliamentとはParliamentと同じ意味である。Courtは本来、会議を意味しており、中世では現在のように三権を区分するという考えが存在しなかった。現在でもそのイギリス憲法の伝統的影響により、イギリス議会の貴族院が最高裁判所の機能を保持していることはよく知られている。
- (75) Cf. B. Ryon., *op. cit.*, p.143.
- (76) Cf. Willam Stubbs, "The Constitutional History of England". The University of Chicago Press. 1979. pp.274~9.
- (77) county courtは中世イングランドにおいて、州 (county) の司法と行政の機能を有していた。アングロ・サクソン時代の州民会 (shire-moot) の州 (shire) がcountyと改称されcounty courtと呼ばれるようになった。手続きの方法などは各々の州の慣習により異なった。
- (78) ここで言うshire assembliesとは、上述の注(77)のshire-mootと同義である。
- (79) 告発陪審制に関しては、拙著「ヘンリ2世と司法改革 I —イギリス中世憲法における法の支配への道—」、明星大学経済学研究紀要第46巻第1-2号、平成26年12月、30~33ページにおいて論述した。
- (80) Cf. W. Stubbs. *op. cit.*, p.251.
- (81) G. Smith. *op. cit.*, p.152.
- (82) なお、アダムスは、代表制において宗教会議 (synods) や教会会議の影響を論じながらも、非封建的な代表者が大評議会に導入されていくという正式な進歩の過程において、教会からの影響は完全に消滅していくことを指摘する (G. B. Adams, "Constitutional History of England". Jonathan Cape. Thirty Bedford Square. London, 1956. p.173)
- (83) G. Smith. *op. cit.* p.153.
- (84) Cf. B. Ryon. *op. cit.*, p.414.
- (85) Cf. G. Smith. *op. cit.* p.153.
- (86) 上納金とは、封建法上、領主 (lord) が異常な財政的な困難に陥った場合に、封土保有者 (tenant) が支払う義務的な金銭的援助のことである。
- (87) Cf. G. Smith. *op. cit.* pp.153~4.
- (88) Cf. G. B. Adams. *op. cit.* p.167.
- (89) Cf. HJ. Schults, *op. cit.*, p.46. なおユスティニアヌス帝 (在位527~565) はビザンティン帝国の皇帝であり、「ユスティニアヌス法典 (ローマ法大全)」の編纂で有名である。
- (90) Cf. B. Ryon. *op. cit.* p.418 and Cf. G. Smith. *op. cit.* p.155.
- (91) B. リオンは、1273年をエドワード1世の最初の議会であるとするが、これはassemblyとして開かれ、新しい国王に対して公的に正式の忠誠を示すために招集された会議であり、ウェストミンスターの年代記編者によってのみ記録されている。従ってエドワード1世の最初の議会は、1275年の復活祭に開催されたと考える方が普通である。(Cf. Sir. M. Powicke, *op. cit.* p.342. in footnote.1).
- (92) 評価動産の15分の1に相当する額の税である。
- (93) Cf. B. Ryon. *op. cit.* p.148 and Cf. G. B. Adams, *op. cit.*, p.180.
- (94) アダムスによると、最初はウェールズの反乱罪の問題を市民代表も扱う予定で召集されたが、市民代表は法的に反乱罪をあつかうことに参加できないとして彼らが自ら辞退したとされる。(G. B. Adams, *op. cit.* p.181.)
- (95) B. Ryon. *op. cit.* p.419
- (96) センプリグハム派修道会は、リンカンシャー州のセンプリグハムで1130年頃に聖ギルバードにより設立されたイングランド唯一の修道会であり、16世紀のイギリス宗教改革により解散した。しかし20世紀後半から21世紀初頭にかけて少数の人々による聖ギルバード派の復興がみられる。
- (97) B. Ryon, *op. cit.* p.419.
- (98) *ibid.* p.420.
- (99) Cf. G. B. Adams. *op. cit.*, p.159.
- (100) このフランスとの戦争は1294年に始まるが、その原因はイングランドの国王たちが1066年のウイリアム征服王の時代から彼らが相続してきたと考えてきた大陸の領地を回復するためであった。
- (101) Cf. B. Ryon, *op. cit.*, p.420 and Cf. R. L. Perry and J. C. Cooper, (ed), "Sources of Our Liberties", American Bar Foundation, 1960, pp.24~25.
- (102) 森林憲章 (C (h) arta de Foresta) は、1217年と1225年に発布されており、その内容は、違法な指定により御料林 (royal forest) と指定された地域の指定解除や森林法の厳格さを緩和した。後にマグナ・カルタと共に自由の二憲章 (Charters of Liberties) と称される
- (103) R. L. Perry and J. C. Cooper, *op. cit.* p.25.
- (104) prisesとは徴発あるいは税関の課税金を意味する。
- (105) Cf. R. L. Perry and J. C. Cooper, *op. cit.*, p.25. and Cf. G. Smith. *op. cit.* p.159~60.

参考文献 洋書

- (1) G. B. Adams, "Constitutional History of England", Jonathan Cape Thirty Bedford Square, 1956.
- (2) Paul Brand. "The Development of Parliament, 1215-1307", in A Short History of Parliament (ed) by Clyve Jones, the Boydell Press, 2009.
- (3) Arthur Bryant, "The Medieval Foundation", Collins St James's Place, London, 1967.

- (4) J. C. Holt, "Magna Carta" (2 nd ed), Cambridge University Press, 1992.
- (5) Clyve Jones, "Prologue" in A Short History of Parliament (ed), the Boydell Press, 2009.
- (6) Adrian Jobson, "The First English Revolution – Simon de Montfort, Henry III and the Baron's War –", Bloomsbury, 2012.
- (7) Ann Lyon, "Constitutional History of the United Kingdom", Cavendish Publishing Limited, 2003.
- (8) Bryce Lyon, "A Constitutional and Legal History of Medieval England" (2 nd ed), W. W. Norton & Company, 1980.
- (9) John Maddicott, "Origin and Beginning to 1215", in A Short History of Parliament (ed) by Clyve Jones, the Boydell Press, 2009.
- (10) Kenneth Mackenzie, "the English Parliament" Penguin Books Ltd, 1959.
- (11) F. W. Maitland, "The Constitutional History of England", Cambridge at the University Press, 1961.
- (12) F. W. Maitland, "Introduction to Memorands de Parlamento, 1305." in Selected Historical Eassys of F. W. Maitland, chosen and introduction by Helen M. Cam, Cambridge at the University Press, 1957.
- (13) R. L. Perry and J. C. Cooper, (ed), "Sourceess of Our Liberties", American Bar Foundation, 1960.
- (14) F. M. Powicke, "Some Observations on the Baronical Council (1258–60) and the Provisions of Westminster" in Eassy in Medieval History Presented to T. F. T ed by A. G. Little and F. M. Powicke, 1925.
- (15) Sir Maurice Powicke, "The Thirteenth Century, 1216–1307", Oxford at the Clarendon Press, 1962.
- (16) Harold J. Schultz, "History of England", Barnes & Noble Books, A division of Harper & Row Publishers, 1968.
- (17) Goldwin Smith, "A Constitutional and Legal History of England" Dorset Press. New York, 1990.
- (18) William Stubbs, "The Constitutional History of England", the University of Chicago Press, 1979.

和書

- (1) 近藤申一、「イギリス議会政治史(上)」、敬文堂、昭和60年。
- (2) 中村英勝、「イギリス議会史」、有斐閣、昭和48年。
- (3) 拙著、「議院内閣制の研究—イギリス憲法史の一断面—」、お茶の水書房、1986年。
- (4) 拙著、「イギリス憲法の研究」、お茶の水書房、1988年。